

平成23年度

あまがさきの介護

尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
	(1)尼崎市の沿革	3
	(2)尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	3
	(1)高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	3
	(2)行政区別高齢化率	4
3	介護保険制度のあゆみ	5
4	組織図と事務分掌(平成24年4月1日現在)	6
5	介護サービス利用手順	7
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度末・月別推移	11
2	行政区別 年齢別第1号被保険者数	11
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	18
	(1)全般	18
	(2)行政区別	20
	(3)所得段階別	21
IV	認定審査	23
1	介護認定審査会	25
2	年度・月別要支援・要介護認定申請状況	25
3	年度末・月別要介護度別認定者状況	26
4	年度末・月別認定率	29
5	行政区別 要介護度別認定者状況	30

V	保険給付等	31
1	介護サービス利用者状況	33
	(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数	33
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	34
	(3) 施設別介護サービス利用者数	35
	(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	36
2	保険給付費審査年度別・月別支給額	37
	(1) 平成12～17年度 年度別支給額	37
	(2) 平成23年度月別支給額及び18～22年度支給額	38
3	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	44
4	高額介護(予防)サービス費支給状況	46
5	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	46
6	減免認定状況	46
	(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定	46
	(2) 利用者負担減額・免除認定	46
	(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	46
7	一般施策	47
	(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	47
	(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	47
VI	地域支援事業	49
1	介護予防事業	51
	(1) 高齢者二次予防事業施策	51
	(2) 一般高齢者施策	51
2	包括的支援事業	53
	(1) 地域包括支援センターの設置状況	53
	(2) 介護予防ケアマネジメント業務	53
	(3) 総合相談支援、権利擁護業務	53
	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	54
3	任意事業	55
	(1) 認知症高齢者介護者支援事業	55
	(2) 家族介護慰労事業	55
	(3) シルバーハウジング生活援助員派遣事業	55

(4)徘徊高齢者家族支援サービス事業	56
(5)高齢者向けグループハウス運営事業	56
(6)高齢者自立支援型食事サービス事業	56
(7)住宅改造相談事業	56
(8)家族介護用品支給事業	56
(9)住宅改修支援事業	56
(10)介護相談員派遣事業	57
(11)介護給付適正化事業	57
(12)成年後見制度利用支援事業	57
VII その他	59
1 広報活動	61
(1)パンフレットの作成・配布	61
(2)保険料のしおり	61
(3)介護保険だよりの発行	61
(4)市報あまがさきへの掲載	61
(5)市民への説明(市政出前講座)等	61
(6)ホームページへの掲載	61
2 苦情相談件数	61
3 相談・苦情への対応	62
(1)要介護認定、保険料徴収について	62
(2)サービスの利用について	62
4 尼崎市内 介護保険事業者数	63
(1)介護保険事業者数	63
(2)市内の介護保険施設	64
5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会	65
(1)設置年月日	65
(2)設置目的	65
(3)組織	65
(4)所掌事項	65
(5)平成23年度開催回数	65
(6)地域包括支援センターについて	65

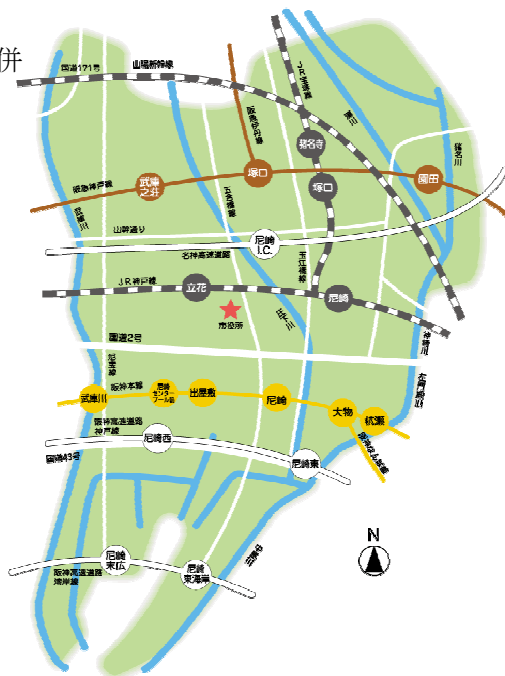
6	尼崎市地域密着型サービス運営委員会	66
	(1)設置年月日	66
	(2)設置目的	66
	(3)組織	66
	(4)所掌事項	66
	(5)平成23年度開催回数	66
7	尼崎居宅介護支援事業連絡会	67
	(1)設立	67
	(2)目的	67
	(3)会員数	67
	(4)主な活動内容	67
Ⅷ	財政・条例等	69
1	財政	71
	(1)平成23年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	71
	(2)平成24年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	72
	(3)介護保険事業に係る基金の状況	73
2	条例等(平成24年4月1日現在)	74
	(1)尼崎市介護保険条例	74
	(2)尼崎市介護保険規則	87
	(3)尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	91

I 一般狀況

1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

- 1916年（大正5年） 市制の施行
- 1936年（昭和11年） 小田村と解消合併
- 1942年（昭和17年） 立花村・大庄村・武庫村を合併
- 1947年（昭和22年） 園田村を合併し、
ほぼ現在の市域となる



(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、東西8.3キロメートル、南北11.1キロメートル、総面積49.97平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)

(単位:人)

区分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末		平成17年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%	460,263	100.0%
40歳以上人口	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%	243,389	52.9%
65歳以上人口	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%	88,147	19.2%
75歳以上人口	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%	35,505	7.7%
65歳以上に占める割合	37.6%	—	37.9%	—	38.4%	—	38.6%	—	39.6%	—	40.3%	—

区分	平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上人口	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上人口	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上人口	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%
65歳以上に占める割合	40.7%	—	41.0%	—	41.7%	—	42.1%	—	43.1%	—	45.0%	—

区分	平成24年3月末B		前年度末比 B/A
	人数	割合	
総人口	457,216	100.0%	99.7%
40歳以上人口	261,433	57.2%	101.0%
65歳以上人口	107,140	23.4%	102.3%
75歳以上人口	49,111	10.7%	104.1%
65歳以上に占める割合	45.8%	—	—

(2) 行政区別高齢化率(平成24年3月31日現在 住民基本台帳人口) (単位:人)

区 分	全市	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総人口	457,216	52,358	73,162	55,321	107,820	75,623	92,932
40歳以上人口	261,433	32,116	43,552	33,178	61,186	41,326	50,075
65歳以上人口	107,140	13,843	18,835	15,081	24,396	15,937	19,048
75歳以上人口	49,111	6,795	9,004	7,205	10,979	6,907	8,221
高齢化率	23.4%	26.4%	25.7%	27.3%	22.6%	21.1%	20.5%

※ 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。

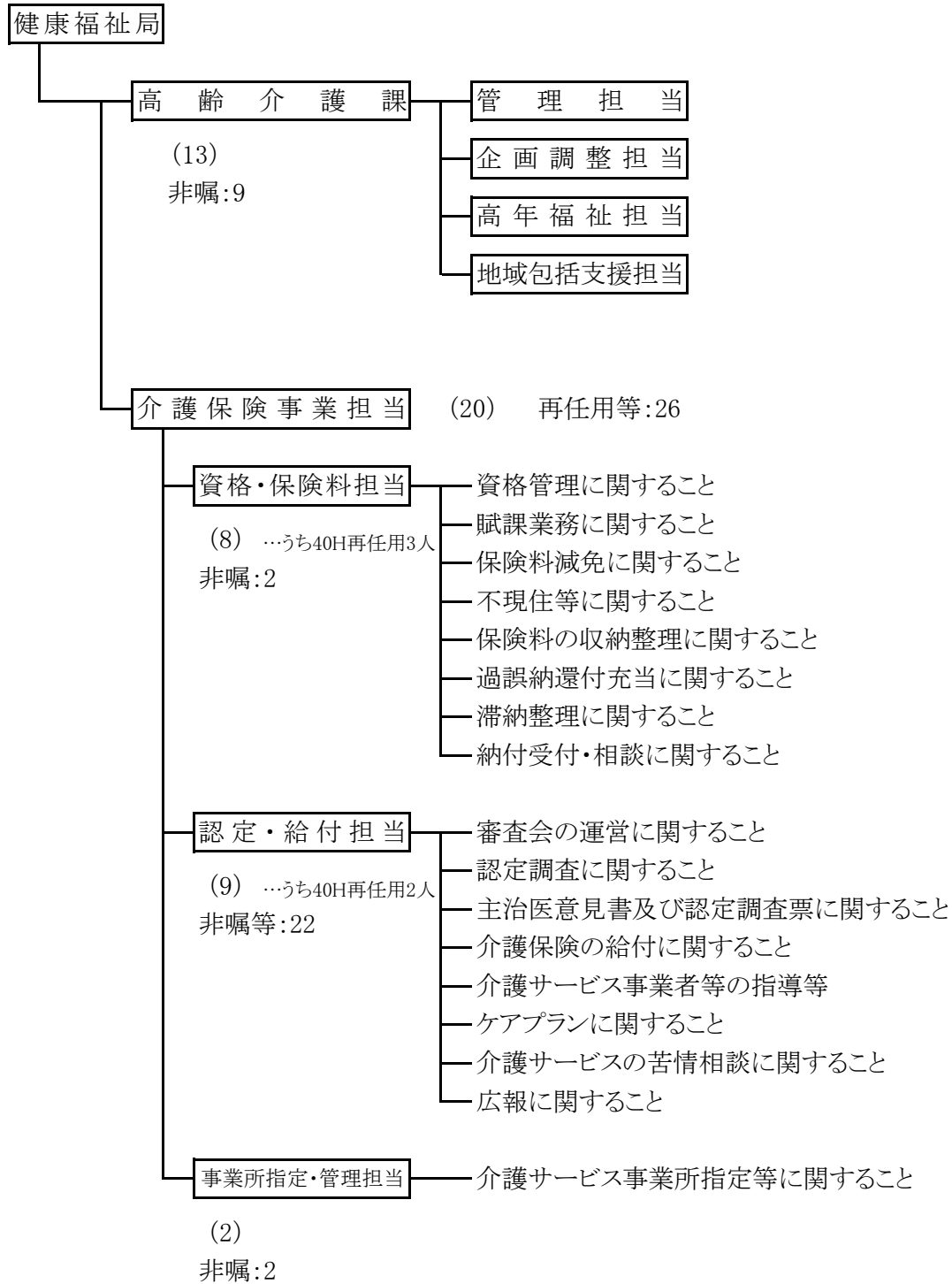
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎市居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	尼崎市介護保険条例改正、介護保険規則改正
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正

4 組織図と事務分掌

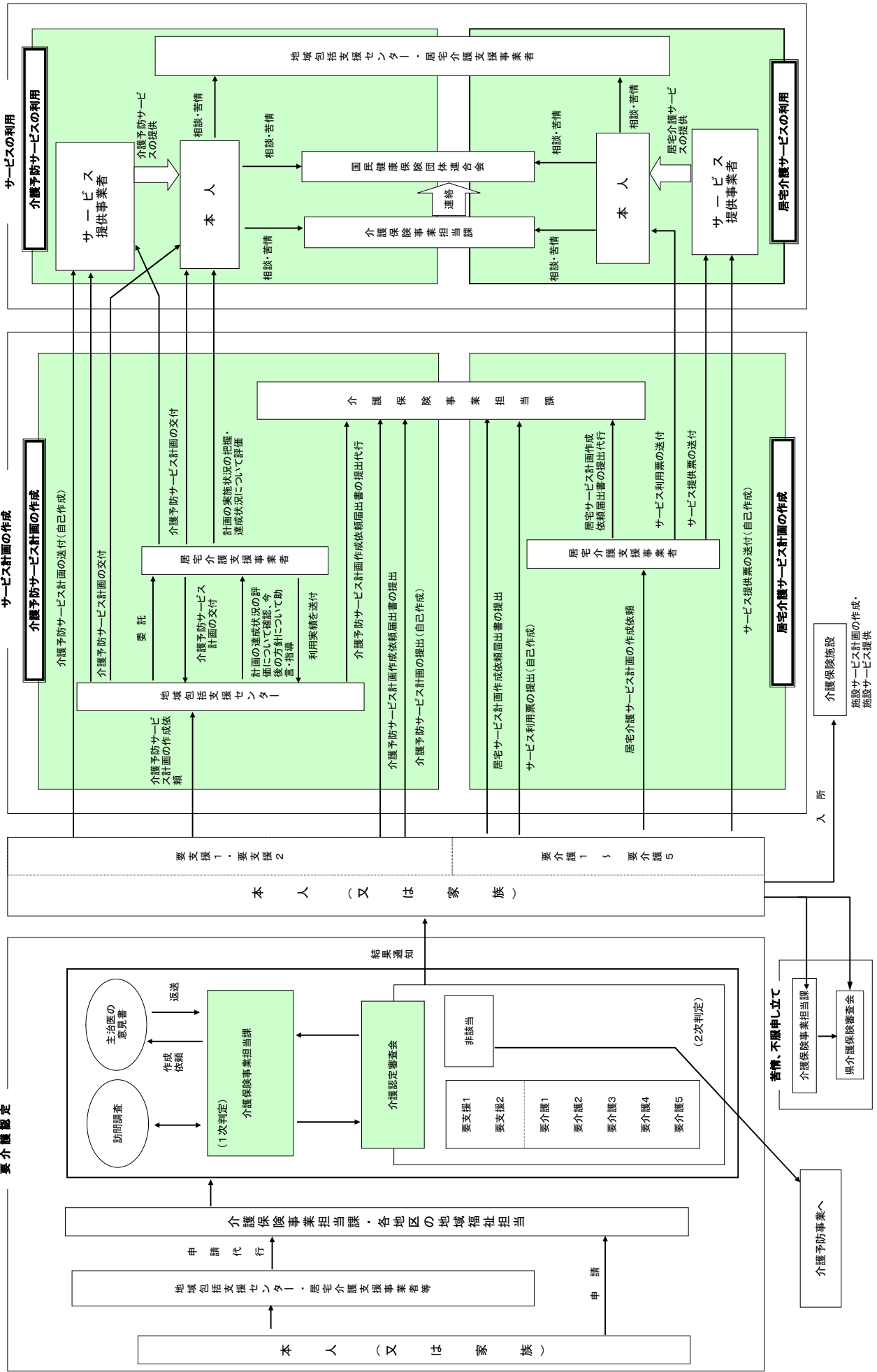
組織図(平成24年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課において、介護予防事業等を実施している。

5 介護サービス利用手順



III 被保險者

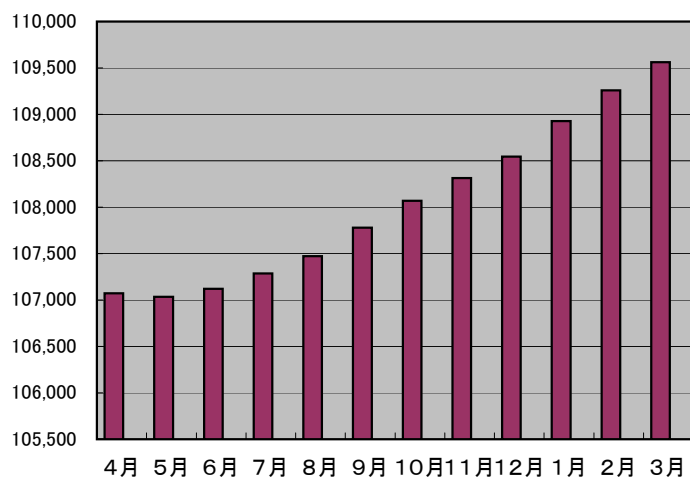
1 第1号被保険者数の年度末・月別推移

(単位:人)

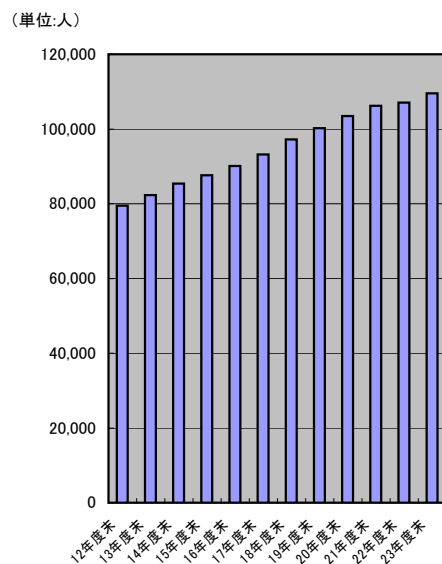
	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳 到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度末	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度末	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度末	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度末	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度末	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度末	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度末	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度末	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度末	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度末	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度末	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度末 A	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度 4月	107,072	88	331	0	0	99	26	308	0	0
5月	107,033	79	363	0	0	107	0	374	0	0
6月	107,119	58	397	0	0	71	10	287	1	0
7月	107,287	72	458	0	1	74	1	288	0	0
8月	107,471	61	515	0	1	74	1	315	0	3
9月	107,781	71	598	0	0	76	1	277	2	3
10月	108,069	65	613	0	2	69	0	322	0	1
11月	108,313	78	577	0	2	87	0	325	1	0
12月	108,546	48	594	0	2	89	0	319	1	2
1月	108,926	52	809	0	0	46	3	428	2	2
2月	109,260	64	735	0	1	69	1	394	0	2
B 3月	109,562	74	694	0	4	85	28	353	1	3
23年度中異動計	—	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
前年度末比B/A	102.3%	100.0%	136.7%	0.0%	41.9%	107.9%	473.3%	101.6%	133.3%	114.3%

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人) 第1号被保険者数の月別推移



第1号被保険者数の年度末別推移



2 行政区別 年齢別第1号被保険者数

(単位:人)

	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外	合計
65歳~74歳	7,221	10,001	8,155	13,657	9,293	10,962	32	59,321
75歳 以上	6,885	9,082	7,384	11,119	7,080	8,302	389	50,241
合計	14,106	19,083	15,539	24,776	16,373	19,264	421	109,562

注) 平成24年3月末現在被保険者台帳による人数

Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

平成24年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支給給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支給給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時交付金が無かった場合)の金額です。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 	0.5	28,484
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 	0.625	35,605
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合 	0.75	42,726
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合 	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合 	1.25	71,210
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合 	1.5	85,452
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合 	1.625	92,573
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合 	1.75	99,694

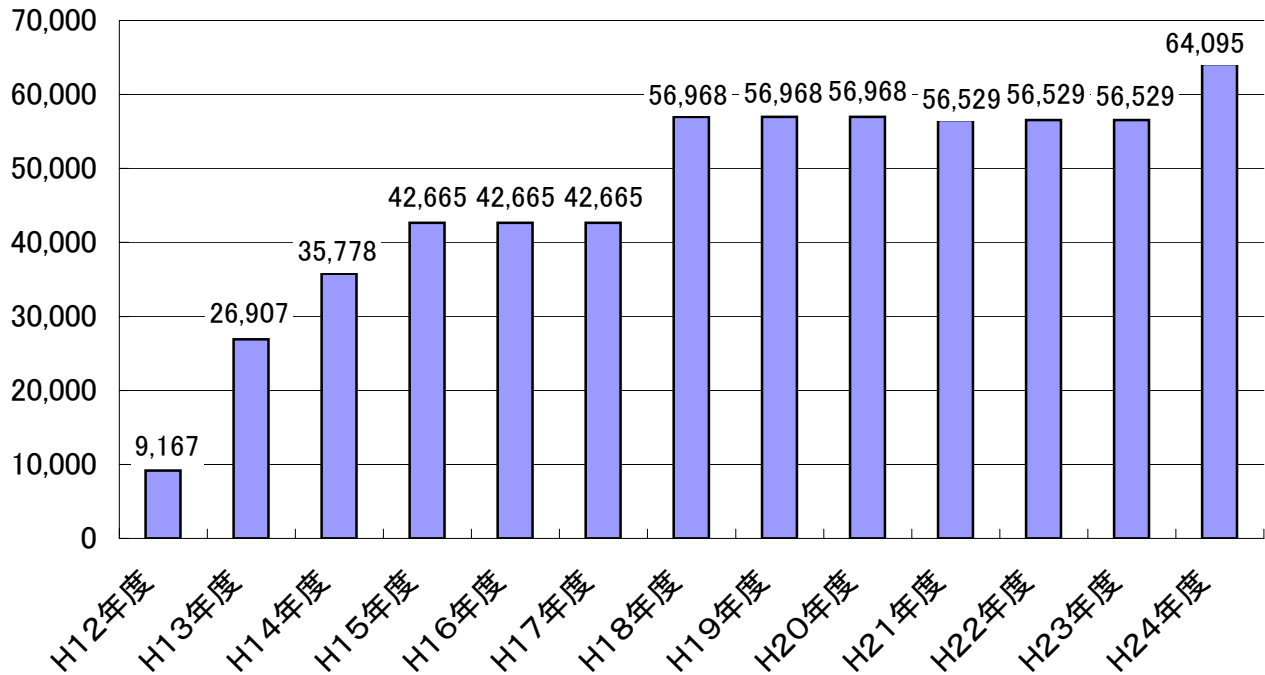
従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税の場合 	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合 	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満) 	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上) 	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 全般

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成23年度A	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
平成22年度B	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
平成21年度	特別徴収	94,073	4,973,529,225	94,073	4,973,529,225	0	0	100.00
	普通徴収	21,887	768,123,337	19,290	643,165,330	3,821	124,958,007	83.73
	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
平成20年度	特別徴収	90,655	4,892,404,891	90,655	4,892,404,891	0	0	100.00
	普通徴収	22,164	797,618,555	19,554	671,228,184	3,869	126,390,371	84.15
	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
平成19年度	特別徴収	87,932	4,757,703,053	87,932	4,757,703,053	0	0	100.00
	普通徴収	22,055	768,140,492	19,496	648,919,896	3,721	119,220,596	84.48
	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
平成18年度	特別徴収	81,413	4,203,648,431	81,413	4,203,648,431	0	0	100.00
	普通徴収	31,283	1,079,284,521	28,467	955,349,705	4,184	123,934,816	88.52
	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
平成17年度	特別徴収	73,907	2,876,508,433	73,907	2,876,508,433	0	0	100.00
	普通徴収	29,497	842,637,012	27,041	754,510,903	3,676	88,126,109	89.54
	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
平成16年度	特別徴収	71,504	2,797,943,723	71,504	2,797,943,723	0	0	100.00
	普通徴収	28,747	826,212,911	26,345	740,532,274	3,575	85,680,637	89.63
	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
平成15年度	特別徴収	69,092	2,707,943,771	69,092	2,707,943,771	0	0	100.00
	普通徴収	29,193	843,851,168	26,793	759,172,003	3,665	84,679,165	89.97
	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
平成14年度	特別徴収	66,283	2,174,091,664	66,283	2,174,091,664	0	0	100.00
	普通徴収	29,122	713,010,245	26,960	647,600,138	3,336	65,410,107	90.83
	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
平成13年度	特別徴収	63,340	1,594,989,234	63,340	1,594,989,234	0	0	100.00
	普通徴収	29,820	526,036,302	27,720	478,776,837	3,347	47,259,465	91.02
	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
平成12年度	特別徴収	58,857	533,989,854	58,857	533,989,854	0	0	100.00
	普通徴収	22,288	171,284,841	20,455	155,565,992	2,787	15,718,849	90.82
	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
前年度比A/B	特別徴収	101.02%	100.93%	101.02%	100.93%	0.00%	0.00%	100.00%
	普通徴収	102.90%	99.07%	103.03%	99.39%	100.40%	97.38%	100.32%
	合 計	101.35%	100.70%	101.33%	100.77%	100.40%	97.38%	100.07%

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成23年度A	普通徴収	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
	合 計	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成22年度B	普通徴収	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
	合 計	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成21年度B	普通徴収	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
	合 計	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成20年度	普通徴収	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
	合 計	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成19年度	普通徴収	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
	合 計	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成18年度	普通徴収	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
	合 計	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成17年度	普通徴収	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
	合 計	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成16年度	普通徴収	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
	合 計	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成15年度	普通徴収	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
	合 計	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成14年度	普通徴収	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
	合 計	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成13年度	普通徴収	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
	合 計	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
前年度比A/B	普通徴収	94.27%	96.18%	90.69%	90.04%	99.48%	99.89%	93.91%	94.65%	93.65%
	合 計	94.27%	96.18%	90.69%	90.04%	99.48%	99.89%	93.91%	94.65%	93.65%

※ 3月末現在

- ・ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。そのため、収納と未納の人数の計と調定人数とは一致しない。
- ・ 人数について、年度途中で徴収方法が変更になった場合、及び特別徴収と普通徴収の両方がある場合についてはそれぞれにカウントしている。

口座振替加入率	22.25 %	(前年度 23.08%)
減 免	1,707 件	14,752,313 円 (前年度 1,779件 15,273,482円)
	被 災	7 件 223,882 円
(内訳)	生活困窮	1,345 件 10,850,999 円
	そ の 他	30 件 415,538 円
	所得激減	248 件 2,759,031 円
	制度的	77 件 502,863 円

(2) 行政区別

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 行政区	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	15,242	725,238,510	14,853	708,580,931	561	16,657,579	97.70
小 田	20,533	999,018,528	20,111	978,282,234	604	20,736,294	97.92
大 庄	16,674	803,869,859	16,326	787,816,756	510	16,053,103	98.00
立 花	26,643	1,344,308,107	26,137	1,320,345,985	735	23,962,122	98.22
武 庫	17,578	884,968,361	17,256	869,475,755	473	15,492,606	98.25
園 田	20,766	1,052,830,053	20,344	1,032,674,639	626	20,155,414	98.09
市 外	521	21,059,728	520	20,982,548	11	77,180	99.63
合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06

※ 翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 行政区	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	728	35,387,780	159	3,132,331	470	14,788,201	494	17,467,248	8.85
小 田	812	44,062,509	200	4,505,154	499	17,935,517	572	21,621,838	10.22
大 庄	681	33,908,636	205	3,943,382	407	13,861,462	444	16,103,792	11.63
立 花	950	48,600,379	256	5,735,727	600	19,956,681	640	22,907,971	11.80
武 庫	617	33,135,789	175	4,078,772	381	13,319,085	419	15,737,932	12.31
園 田	829	41,922,024	202	4,088,971	520	17,053,238	555	20,779,815	9.75
市 外	10	54,886	1	17,466	3	16,832	6	20,588	31.82
合 計	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76

※ 3月末現在の調定収納状況を翌年度5月末現在の住所地により行政区別に分類

- ・滞納繰越分の人数については、最終期別の行政区での実人数にて計上しています。

(3) 所得段階別

現年度分 内訳

(単位:人数(人)、金額(円))

段階区分	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	2,695	70,200,203	2,695	70,200,203	0	0	100.00
	普徴	4,976	128,012,431	4,888	123,801,930	390	4,210,501	96.71
	計	7,671	198,212,634	7,583	194,002,133	390	4,210,501	97.88
2	特徴	18,639	620,916,286	18,639	620,916,286	0	0	100.00
	普徴	4,649	127,817,655	3,676	95,727,838	1,216	32,089,817	74.89
	計	23,288	748,733,941	22,315	716,644,124	1,216	32,089,817	95.71
3	特徴	15,984	650,116,544	15,984	650,116,544	0	0	100.00
	普徴	1,199	33,532,736	973	24,310,148	310	9,222,588	72.50
	計	17,183	683,649,280	16,957	674,426,692	310	9,222,588	98.65
4	特徴	13,578	658,255,555	13,578	658,255,555	0	0	100.00
	普徴	3,475	121,467,362	3,064	100,894,498	579	20,572,864	83.06
	計	17,053	779,722,917	16,642	759,150,053	579	20,572,864	97.36
5	特徴	9,902	547,850,941	9,902	547,850,941	0	0	100.00
	普徴	469	15,463,382	413	12,082,142	93	3,381,240	78.13
	計	10,371	563,314,323	10,315	559,933,083	93	3,381,240	99.40
6	特徴	10,674	660,362,807	10,674	660,362,807	0	0	100.00
	普徴	1,896	78,534,977	1,572	58,588,137	441	19,946,840	74.60
	計	12,570	738,897,784	12,246	718,950,944	441	19,946,840	97.30
7	特徴	13,349	899,677,173	13,349	899,677,173	0	0	100.00
	普徴	1,690	69,017,684	1,507	57,480,849	260	11,536,835	83.28
	計	15,039	968,694,857	14,856	957,158,022	260	11,536,835	98.81
8	特徴	9,065	727,092,486	9,065	727,092,486	0	0	100.00
	普徴	1,752	84,471,435	1,624	74,272,513	192	10,198,922	87.93
	計	10,817	811,563,921	10,689	801,364,999	192	10,198,922	98.74
9	特徴	1,494	130,383,133	1,494	130,383,133	0	0	100.00
	普徴	326	18,797,416	317	17,932,570	17	864,846	95.40
	計	1,820	149,180,549	1,811	148,315,703	17	864,846	99.42
10	特徴	1,678	157,420,516	1,678	157,420,516	0	0	100.00
	普徴	467	31,902,424	455	30,792,579	22	1,109,845	96.52
	計	2,145	189,322,940	2,133	188,213,095	22	1,109,845	99.41
合計	特徴	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普徴	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
第1段階		614	14,380,057	182	2,293,194	363	7,396,154	329	4,690,709	15.95
第2段階		1,507	70,813,267	303	5,570,251	1,063	30,704,593	1,122	34,538,423	7.87
第3段階		406	19,196,908	123	2,902,379	241	7,789,807	260	8,504,722	15.12
第4段階		710	41,456,462	203	4,519,938	439	16,570,326	491	20,366,198	10.90
第5段階		165	7,538,795	36	702,191	123	3,397,171	83	3,439,433	9.31
第6段階		587	38,496,479	141	3,413,537	345	15,170,854	420	19,912,088	8.87
第7段階		344	23,170,949	98	2,547,653	170	8,526,658	248	12,096,638	11.00
第8段階		239	18,174,242	86	2,813,235	113	6,184,890	150	9,176,117	15.48
第9段階		26	1,618,840	13	331,146	13	685,741	10	601,953	20.46
第10段階		29	2,226,004	13	408,279	10	504,822	17	1,312,903	18.34
合 計		4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76

※ 3月末現在

※ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。そのため、収納と未納の人数の計上と調定人数とは一致しない。

IV 認定審査

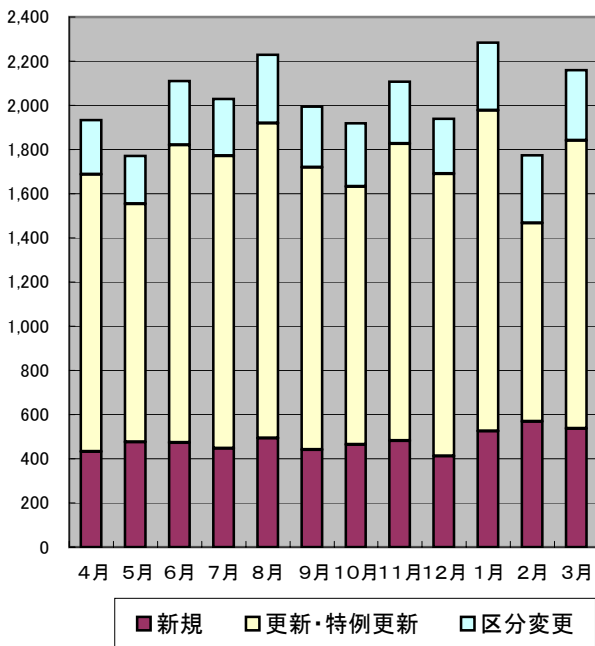
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	18合議体
委員数及び内訳	139人（医療 98人・保健 19人・福祉 22人）（平成24年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜1開催・火曜～金曜2開催 毎日午後1時～
H23年度審査会開催数	計 428回（H22年度424回）
H23年度認定処理件数	計 23,681件（介護扶助にかかると審査判定件数346件を除く H22年度22,750件）

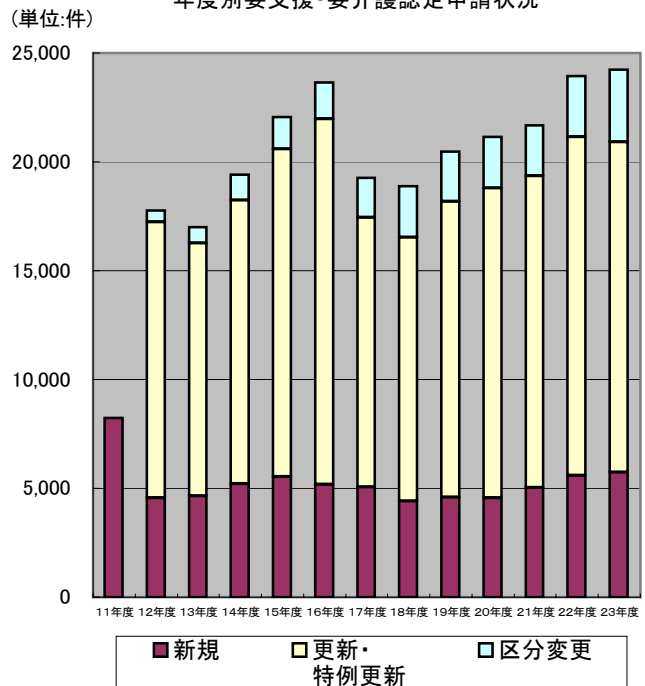
2 年度・月別要支援・要介護認定申請状況

	申請区分				
	新規	更新・特例更新	区分変更		
11年度	8,250	0	0	0	
12年度	17,760	4,558	12,688	514	
13年度	16,989	4,641	11,617	731	
14年度	19,414	5,202	13,021	1,191	
15年度	22,053	5,516	15,084	1,453	
16年度	23,642	5,176	16,796	1,670	
17年度	19,279	5,052	12,397	1,830	
18年度	18,888	4,417	12,119	2,352	
19年度	20,477	4,591	13,582	2,304	
20年度	21,161	4,559	14,246	2,356	
21年度	21,678	5,038	14,328	2,312	
22年度	23,939	5,601	15,533	2,805	
23年度	24,247	5,741	15,161	3,345	
月別	4月	1,933	431	1,255	247
	5月	1,771	474	1,080	217
	6月	2,110	473	1,347	290
	7月	2,028	447	1,324	257
	8月	2,228	492	1,428	308
	9月	1,994	440	1,280	274
	10月	1,920	464	1,168	288
	11月	2,107	481	1,344	282
	12月	1,938	411	1,278	249
	1月	2,285	525	1,452	308
	2月	1,775	567	900	308
	3月	2,158	536	1,305	317

平成23年度月別要支援・要介護認定申請状況
(単位:件)



年度別要支援・要介護認定申請状況
(単位:件)



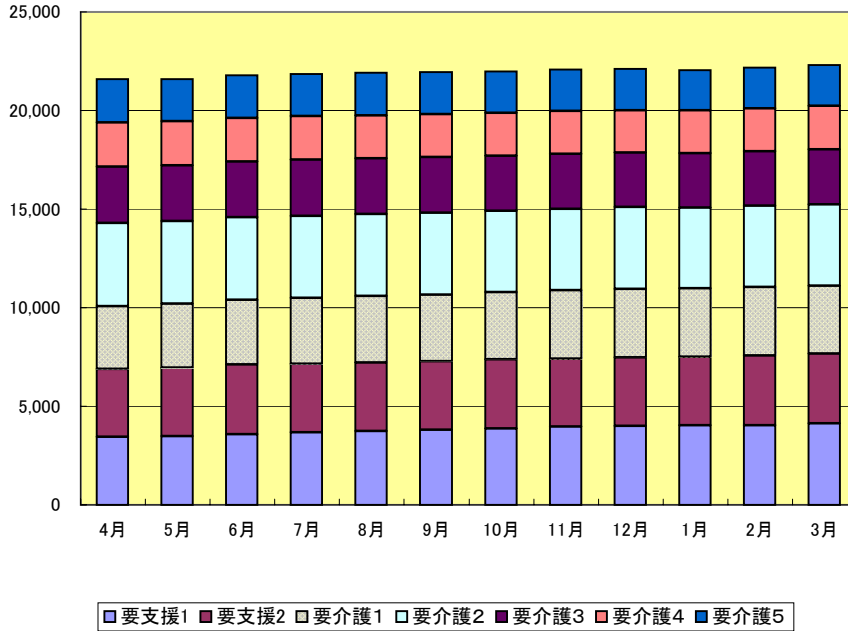
3 年度末・月別要介護度別認定者状況

		要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788		2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191		577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597		1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7		83	97	70	64	66	387
	小計	795		2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919		3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234		762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685		2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5		86	140	83	75	67	456
	小計	924		3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465		4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381		1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084		3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18		122	141	85	76	77	519
	小計	1,483		4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031		5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553		1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478		4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33		167	120	107	84	85	596
	小計	2,064		5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782		5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738		1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044		4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55		179	116	112	89	90	641
	小計	2,837		5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255		5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829		1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426		4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58		176	130	120	94	94	672
	小計	3,313		5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度末	第1号	2,388	1,889	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳	583	459	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上	1,805	1,430	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号	25	69	131	132	122	100	98	677
	小計	2,413	1,958	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19年度末	第1号	2,673	3,627	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳	590	776	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上	2,083	2,851	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号	30	109	38	158	126	92	103	656
	小計	2,703	3,736	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20年度末	第1号	2,846	3,490	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳	598	691	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上	2,248	2,799	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号	30	101	37	169	109	94	89	629
	小計	2,876	3,591	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21年度末	第1号	2,758	3,388	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳	553	658	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上	2,205	2,730	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号	43	97	48	166	114	86	99	653
	小計	2,801	3,485	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22年度末A	第1号	3,339	3,339	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳	639	684	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上	2,700	2,655	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号	50	110	49	167	109	71	105	661
	小計	3,389	3,449	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23年度 4月末	第1号	3,382	3,346	3,140	4,031	2,751	2,187	2,078	20,915
	65歳～74歳	636	687	478	786	424	302	321	3,634
	75歳以上	2,746	2,659	2,662	3,245	2,327	1,885	1,757	17,281
	第2号	50	108	49	171	110	71	102	661
	小計	3,432	3,454	3,189	4,202	2,861	2,258	2,180	21,576

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
5月末	第1号	3,423	3,356	3,175	4,034	2,725	2,166	2,051	20,930
	65歳～74歳	640	693	480	784	408	311	316	3,632
	75歳以上	2,783	2,663	2,695	3,250	2,317	1,855	1,735	17,298
	第2号	53	116	57	172	113	64	102	677
	小計	3,476	3,472	3,232	4,206	2,838	2,230	2,153	21,607
6月末	第1号	3,523	3,398	3,230	4,009	2,735	2,136	2,068	21,099
	65歳～74歳	645	708	490	776	418	305	322	3,664
	75歳以上	2,878	2,690	2,740	3,233	2,317	1,831	1,746	17,435
	第2号	56	118	59	177	111	66	100	687
	小計	3,579	3,516	3,289	4,186	2,846	2,202	2,168	21,786
7月末	第1号	3,598	3,380	3,259	3,996	2,744	2,141	2,057	21,175
	65歳～74歳	660	697	487	767	423	306	325	3,665
	75歳以上	2,938	2,683	2,772	3,229	2,321	1,835	1,732	17,510
	第2号	56	124	60	173	108	66	100	687
	小計	3,654	3,504	3,319	4,169	2,852	2,207	2,157	21,862
8月末	第1号	3,679	3,331	3,310	3,981	2,727	2,127	2,067	21,222
	65歳～74歳	683	678	482	770	418	308	327	3,666
	75歳以上	2,996	2,653	2,828	3,211	2,309	1,819	1,740	17,556
	第2号	58	129	62	178	107	61	98	693
	小計	3,737	3,460	3,372	4,159	2,834	2,188	2,165	21,915
9月末	第1号	3,732	3,338	3,330	3,982	2,727	2,107	2,052	21,268
	65歳～74歳	694	674	483	769	416	310	327	3,673
	75歳以上	3,038	2,664	2,847	3,213	2,311	1,797	1,725	17,595
	第2号	62	127	64	175	108	61	99	696
	小計	3,794	3,465	3,394	4,157	2,835	2,168	2,151	21,964
10月末	第1号	3,815	3,353	3,344	3,962	2,680	2,122	2,025	21,301
	65歳～74歳	705	688	471	756	413	317	318	3,668
	75歳以上	3,110	2,665	2,873	3,206	2,267	1,805	1,707	17,633
	第2号	60	131	63	171	105	61	96	687
	小計	3,875	3,484	3,407	4,133	2,785	2,183	2,121	21,988
11月末	第1号	3,889	3,327	3,419	3,941	2,695	2,110	2,019	21,400
	65歳～74歳	724	688	474	749	417	319	315	3,686
	75歳以上	3,165	2,639	2,945	3,192	2,278	1,791	1,704	17,714
	第2号	67	131	58	177	103	62	96	694
	小計	3,956	3,458	3,477	4,118	2,798	2,172	2,115	22,094
12月末	第1号	3,936	3,339	3,413	3,965	2,662	2,100	2,000	21,415
	65歳～74歳	723	685	482	746	410	319	312	3,677
	75歳以上	3,213	2,654	2,931	3,219	2,252	1,781	1,688	17,738
	第2号	66	132	60	175	101	58	95	687
	小計	4,002	3,471	3,473	4,140	2,763	2,158	2,095	22,102
1月末	第1号	3,951	3,364	3,407	3,936	2,657	2,093	1,971	21,379
	65歳～74歳	710	700	481	744	394	314	305	3,648
	75歳以上	3,241	2,664	2,926	3,192	2,263	1,779	1,666	17,731
	第2号	63	131	54	174	99	61	94	676
	小計	4,014	3,495	3,461	4,110	2,756	2,154	2,065	22,055
2月末	第1号	3,973	3,391	3,426	3,937	2,673	2,116	1,980	21,496
	65歳～74歳	701	718	494	739	392	309	305	3,658
	75歳以上	3,272	2,673	2,932	3,198	2,281	1,807	1,675	17,838
	第2号	65	131	55	177	97	65	94	684
	小計	4,038	3,522	3,481	4,114	2,770	2,181	2,074	22,180
3月末 B	第1号	4,047	3,406	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	54	173	96	66	97	684
	小計	4,117	3,534	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
22年度 末比 B/A	第1号	121.2%	102.0%	108.7%	99.5%	96.8%	97.1%	95.9%	103.8%
	65歳～74歳	112.7%	106.7%	103.6%	93.5%	87.5%	99.4%	97.5%	100.8%
	75歳以上	123.2%	100.8%	109.6%	101.0%	98.5%	96.7%	95.7%	104.4%
	第2号	140.0%	116.4%	110.2%	103.6%	88.1%	93.0%	92.4%	103.5%
	小計	121.5%	102.5%	108.7%	99.7%	96.4%	97.0%	95.8%	103.8%

平成23年度月別要介護度別認定者状況

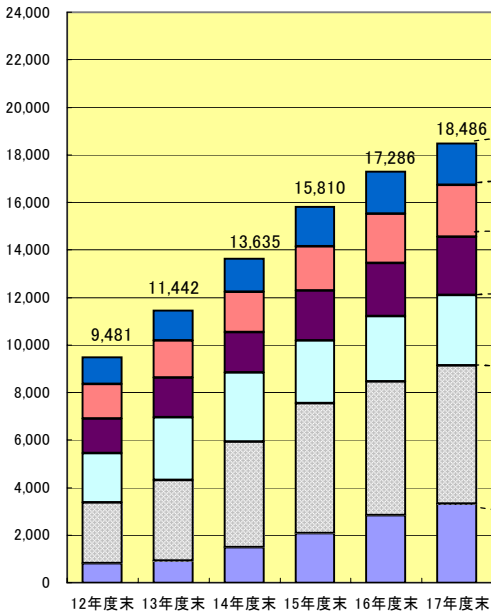
(単位:人)



要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

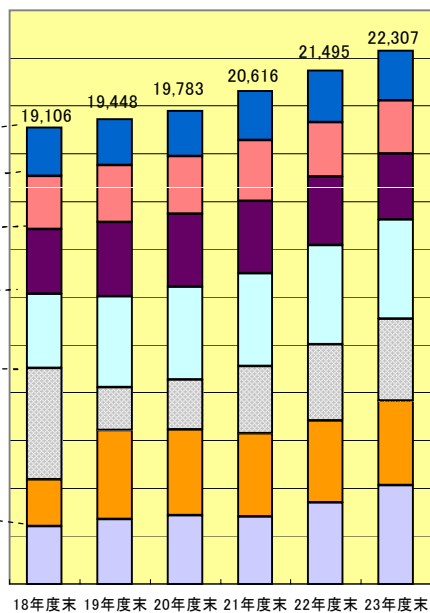
年度末別 要介護度別認定者状況 (H12~H17年度)

(単位:人)



要支援 要介護1 要介護2
要介護3 要介護4 要介護5

年度末別 要介護度別認定者状況 (H18年度~)



要支援1 要支援2 要介護1
要介護2 要介護3 要介護4
要介護5

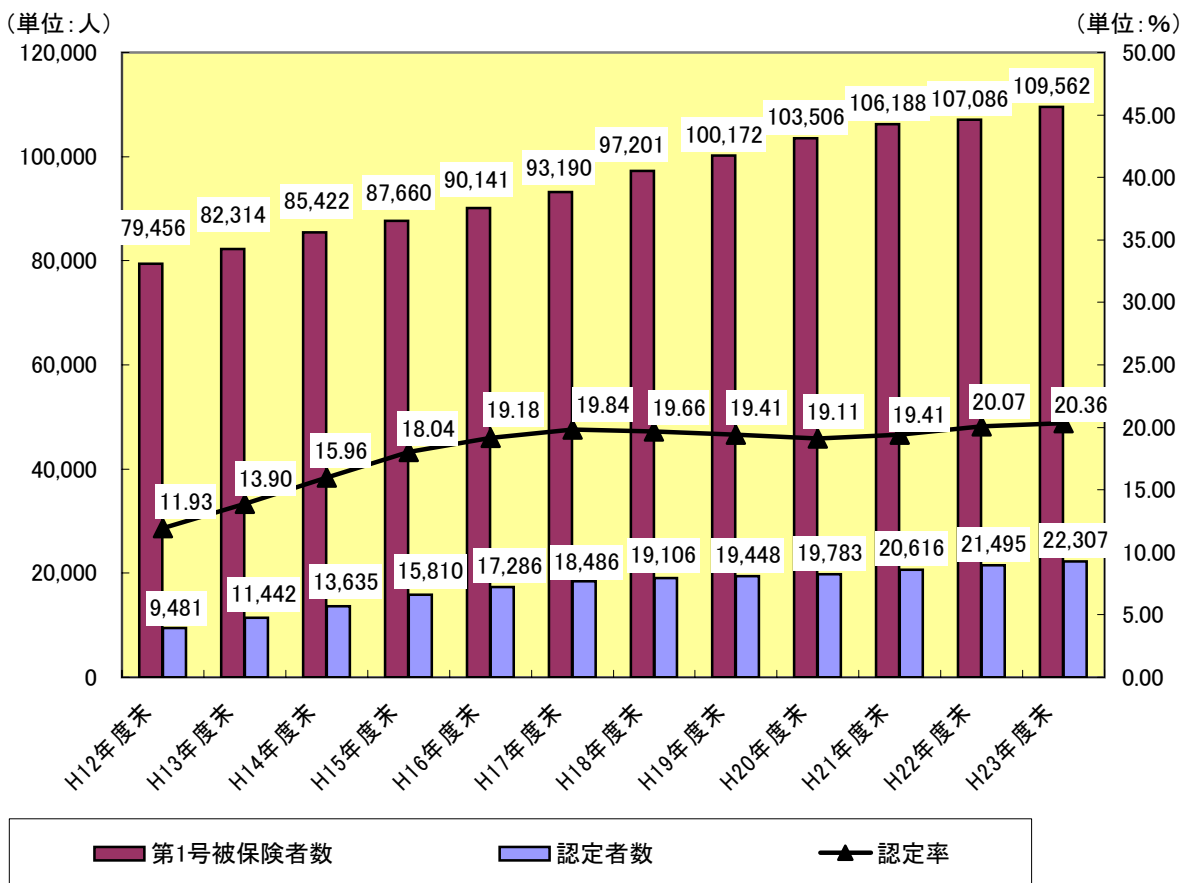
4 年度末・月別認定率

(単位:人)

	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数	第2号 認定者数	認定者数計 B	認定率 B/A(%)
12年度末	79,456	9,094	387	9,481	11.93
13年度末	82,314	10,986	456	11,442	13.90
14年度末	85,422	13,116	519	13,635	15.96
15年度末	87,660	15,214	596	15,810	18.04
16年度末	90,141	16,645	641	17,286	19.18
17年度末	93,190	17,814	672	18,486	19.84
18年度末	97,201	18,429	677	19,106	19.66
19年度末	100,172	18,792	656	19,448	19.41
20年度末	103,506	19,154	629	19,783	19.11
21年度末	106,188	19,963	653	20,616	19.41
22年度末	107,086	20,834	661	21,495	20.07
23年度 4月末	107,072	20,915	661	21,576	20.15
5月末	107,033	20,930	677	21,607	20.19
6月末	107,119	21,099	687	21,786	20.34
7月末	107,287	21,175	687	21,862	20.38
8月末	107,471	21,222	693	21,915	20.39
9月末	107,781	21,268	696	21,964	20.38
10月末	108,069	21,301	687	21,988	20.35
11月末	108,313	21,400	694	22,094	20.40
12月末	108,546	21,415	687	22,102	20.36
1月末	108,926	21,379	676	22,055	20.25
2月末	109,260	21,496	684	22,180	20.30
3月末	109,562	21,623	684	22,307	20.36

※ 認定率は、認定者数計を第1号被保険者数で除した割合

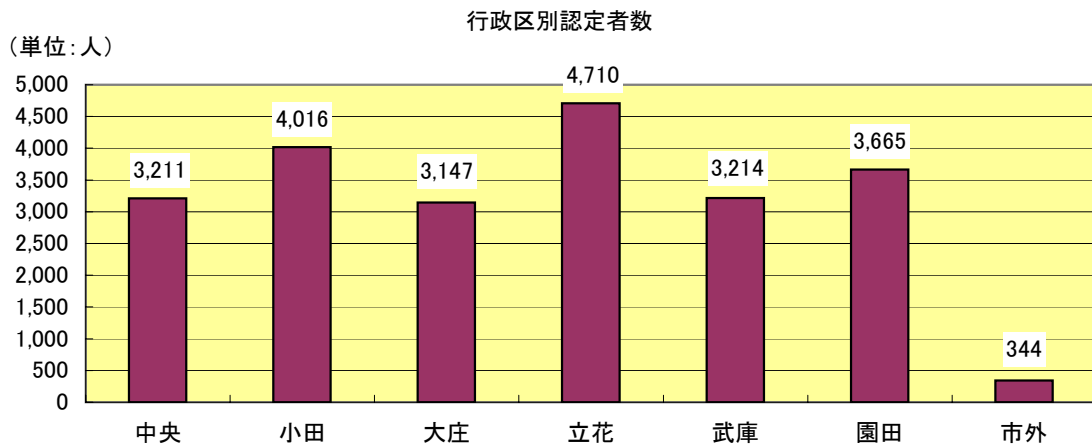
年度末別 第1号被保険者数と認定者数及び認定率



5 行政区別 要介護度別認定者状況(平成24年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中 央	第1号	624	465	494	540	355	317	320	3,115
	65歳～74歳	107	91	68	104	38	42	56	506
	75歳以上	517	374	426	436	317	275	264	2,609
	第2号	12	16	8	26	14	11	9	96
	小計	636	481	502	566	369	328	329	3,211
小 田	第1号	793	588	608	734	481	363	329	3,896
	65歳～74歳	136	127	89	133	66	44	53	648
	75歳以上	657	461	519	601	415	319	276	3,248
	第2号	10	23	9	23	24	11	20	120
	小計	803	611	617	757	505	374	349	4,016
大 庄	第1号	510	457	491	621	359	322	295	3,055
	65歳～74歳	95	112	66	115	63	52	44	547
	75歳以上	415	345	425	506	296	270	251	2,508
	第2号	7	17	8	22	17	6	15	92
	小計	517	474	499	643	376	328	310	3,147
立 花	第1号	850	782	722	819	559	426	415	4,573
	65歳～74歳	130	154	107	145	67	64	69	736
	75歳以上	720	628	615	674	492	362	346	3,837
	第2号	14	27	13	34	17	12	20	137
	小計	864	809	735	853	576	438	435	4,710
武 庫	第1号	596	505	488	541	416	302	262	3,110
	65歳～74歳	113	108	74	112	69	46	42	564
	75歳以上	483	397	414	429	347	256	220	2,546
	第2号	8	21	6	29	12	11	17	104
	小計	604	526	494	570	428	313	279	3,214
園 田	第1号	651	589	546	651	446	343	306	3,532
	65歳～74歳	138	137	86	116	64	56	42	639
	75歳以上	513	452	460	535	382	287	264	2,893
	第2号	19	24	10	39	12	13	16	133
	小計	670	613	556	690	458	356	322	3,665
市 外	第1号	23	20	41	64	55	76	63	342
	65歳～74歳	1	1	1	3	5	4	4	19
	75歳以上	22	19	40	61	50	72	59	323
	第2号	0	0	0	0	0	2	0	2
	小計	23	20	41	64	55	78	63	344
総 数	第1号	4,047	3,406	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	54	173	96	66	97	684
	合計	4,117	3,534	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307



V 保險給付等

1 介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号被保険者	1,729	2,329	5	2,327	3,179	1,832	1,202	958	13,561
	第2号被保険者	26	75	0	25	140	80	50	63	459
	小計	1,755	2,404	5	2,352	3,319	1,912	1,252	1,021	14,020
5月	第1号被保険者	1,768	2,339	1	2,380	3,199	1,809	1,167	942	13,605
	第2号被保険者	27	78	0	26	139	85	46	63	464
	小計	1,795	2,417	1	2,406	3,338	1,894	1,213	1,005	14,069
6月	第1号被保険者	1,824	2,375	2	2,432	3,213	1,835	1,164	963	13,808
	第2号被保険者	29	80	0	27	144	85	48	62	475
	小計	1,853	2,455	2	2,459	3,357	1,920	1,212	1,025	14,283
7月	第1号被保険者	1,860	2,398	1	2,452	3,171	1,820	1,146	945	13,793
	第2号被保険者	27	84	0	25	148	86	47	59	476
	小計	1,887	2,482	1	2,477	3,319	1,906	1,193	1,004	14,269
8月	第1号被保険者	1,904	2,408	1	2,495	3,179	1,818	1,116	946	13,867
	第2号被保険者	25	86	0	29	147	84	44	60	475
	小計	1,929	2,494	1	2,524	3,326	1,902	1,160	1,006	14,342
9月	第1号被保険者	1,917	2,406	1	2,541	3,206	1,858	1,134	980	14,043
	第2号被保険者	27	85	0	37	150	84	44	64	491
	小計	1,944	2,491	1	2,578	3,356	1,942	1,178	1,044	14,534
10月	第1号被保険者	1,974	2,424	0	2,542	3,186	1,806	1,138	960	14,030
	第2号被保険者	25	88	0	41	149	81	42	64	490
	小計	1,999	2,512	0	2,583	3,335	1,887	1,180	1,024	14,520
11月	第1号被保険者	2,037	2,412	0	2,601	3,175	1,793	1,117	963	14,098
	第2号被保険者	24	87	0	35	150	80	42	60	478
	小計	2,061	2,499	0	2,636	3,325	1,873	1,159	1,023	14,576
12月	第1号被保険者	2,057	2,412	0	2,611	3,200	1,782	1,116	943	14,121
	第2号被保険者	25	91	0	39	145	77	39	60	476
	小計	2,082	2,503	0	2,650	3,345	1,859	1,155	1,003	14,597
1月	第1号被保険者	2,073	2,414	0	2,610	3,152	1,758	1,081	930	14,018
	第2号被保険者	28	92	0	35	142	72	38	56	463
	小計	2,101	2,506	0	2,645	3,294	1,830	1,119	986	14,481
2月	第1号被保険者	2,091	2,419	0	2,580	3,147	1,770	1,122	939	14,068
	第2号被保険者	27	90	0	36	148	75	45	53	474
	小計	2,118	2,509	0	2,616	3,295	1,845	1,167	992	14,542
3月	第1号被保険者	2,102	2,436	0	2,576	3,151	1,777	1,149	933	14,124
	第2号被保険者	24	87	0	38	141	75	45	56	466
	小計	2,126	2,523	0	2,614	3,292	1,852	1,194	989	14,590
23年度利用者数累計A		23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
22年度利用者数累計B		18,695	28,361	7	26,741	38,352	23,864	15,084	11,595	162,699
21年度利用者数累計		17,317	28,228	10	21,760	35,745	24,287	15,349	10,112	152,808
20年度利用者数累計		16,225	28,759	17	16,860	35,562	24,507	14,300	9,334	145,564
19年度利用者数累計		14,786	20,373	28	28,735	32,371	22,867	14,103	9,837	143,100
18年度利用者数累計		8,129	7,769	10,040	43,673	27,666	20,055	12,942	9,123	139,397
17年度利用者数累計		—	—	21,207	51,314	25,583	17,945	12,780	8,693	137,522
16年度利用者数累計		—	—	16,682	47,394	23,101	16,320	11,942	8,534	123,973
15年度利用者数累計		—	—	11,804	40,887	22,539	13,741	10,213	7,425	106,609
14年度利用者数累計		—	—	7,546	31,627	21,681	11,179	8,567	6,558	87,158
13年度利用者数累計		—	—	5,588	23,572	17,377	9,183	7,525	5,902	69,147
12年度利用者数累計		—	—	5,020	16,177	12,382	7,562	6,309	5,353	52,803
前年度比A/B		126.5%	105.1%	157.1%	114.2%	104.0%	94.8%	94.0%	104.5%	106.2%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号被保険者	0	4	0	73	156	212	142	108	695
	第2号被保険者	0	0	0	0	4	1	1	4	10
	小計	0	4	0	73	160	213	143	112	705
5月	第1号被保険者	0	4	0	75	165	214	139	106	703
	第2号被保険者	0	0	0	0	5	1	1	4	11
	小計	0	4	0	75	170	215	140	110	714
6月	第1号被保険者	0	3	0	81	165	212	139	103	703
	第2号被保険者	0	0	0	0	4	3	1	4	12
	小計	0	3	0	81	169	215	140	107	715
7月	第1号被保険者	0	3	0	87	167	203	139	106	705
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	4	1	3	11
	小計	0	3	0	87	170	207	140	109	716
8月	第1号被保険者	0	3	0	88	158	203	136	109	697
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	3	1	3	10
	小計	0	3	0	88	161	206	137	112	707
9月	第1号被保険者	0	2	0	91	159	207	133	112	704
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	3	1	3	10
	小計	0	2	0	91	162	210	134	115	714
10月	第1号被保険者	0	1	0	93	151	209	139	109	702
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	4	1	3	11
	小計	0	1	0	93	154	213	140	112	713
11月	第1号被保険者	0	1	0	90	149	215	137	112	704
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	4	1	3	11
	小計	0	1	0	90	152	219	138	115	715
12月	第1号被保険者	0	2	0	92	153	209	137	109	702
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	3	1	3	10
	小計	0	2	0	92	156	212	138	112	712
1月	第1号被保険者	0	1	0	96	146	210	136	107	696
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	3	1	3	10
	小計	0	1	0	96	149	213	137	110	706
2月	第1号被保険者	0	1	0	101	141	204	141	111	699
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	4	1	3	11
	小計	0	1	0	101	144	208	142	114	710
3月	第1号被保険者	0	2	0	105	146	208	148	108	717
	第2号被保険者	0	0	0	0	3	5	1	4	13
	小計	0	2	0	105	149	213	149	112	730
23年度利用者数累計A		0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
22年度利用者数累計B		0	45	0	958	1,801	2,417	1,780	1,341	8,342
21年度利用者数累計		0	30	0	721	1,747	2,333	1,613	1,118	7,562
20年度利用者数累計		5	50	0	597	1,574	2,208	1,588	850	6,872
19年度利用者数累計		16	41	0	680	1,175	1,723	1,531	796	5,962
18年度利用者数累計		10	6	1	724	1,211	1,615	1,334	543	5,444
前年度比A/B		-	60.0%	-	111.9%	105.3%	105.3%	94.3%	99.9%	102.6%

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合は1人として計上している。
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

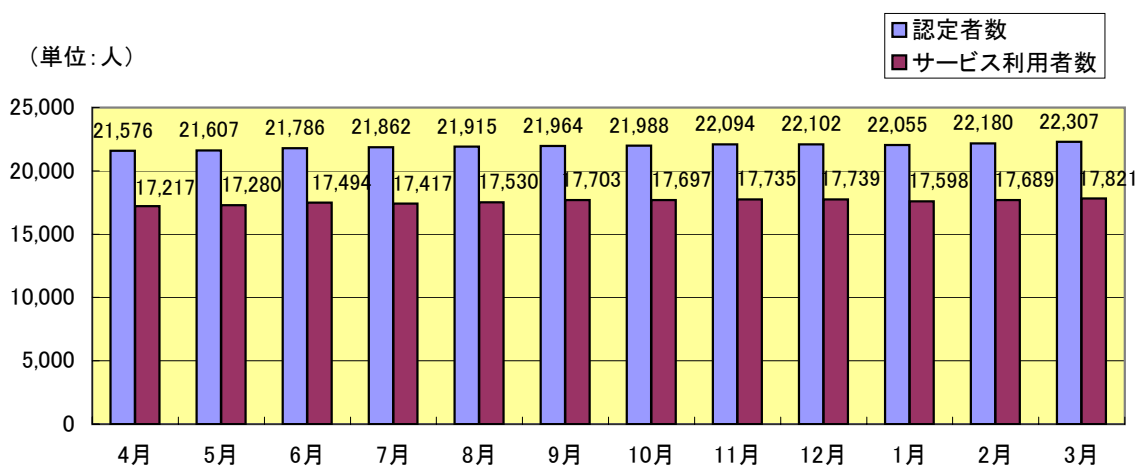
利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号被保険者	1,261	1,070	135	2,466
	第2号被保険者	12	15	6	33
	小計	1,273	1,085	141	総数 2,492
5月	第1号被保険者	1,265	1,070	141	2,476
	第2号被保険者	11	17	6	34
	小計	1,276	1,087	147	総数 2,497
6月	第1号被保険者	1,265	1,066	140	2,471
	第2号被保険者	11	21	6	38
	小計	1,276	1,087	146	総数 2,496
7月	第1号被保険者	1,241	1,035	130	2,406
	第2号被保険者	10	18	6	34
	小計	1,251	1,053	136	総数 2,432
8月	第1号被保険者	1,258	1,064	137	2,459
	第2号被保険者	10	16	6	32
	小計	1,268	1,080	143	総数 2,481
9月	第1号被保険者	1,246	1,050	134	2,430
	第2号被保険者	9	16	6	31
	小計	1,255	1,066	140	総数 2,455
10月	第1号被保険者	1,262	1,047	131	2,440
	第2号被保険者	9	19	6	34
	小計	1,271	1,066	137	総数 2,464
11月	第1号被保険者	1,246	1,030	136	2,412
	第2号被保険者	9	20	6	35
	小計	1,255	1,050	142	総数 2,444
12月	第1号被保険者	1,249	1,034	126	2,409
	第2号被保険者	10	19	4	33
	小計	1,259	1,053	130	総数 2,430
1月	第1号被保険者	1,233	1,025	125	2,383
	第2号被保険者	10	19	5	34
	小計	1,243	1,044	130	総数 2,411
2月	第1号被保険者	1,235	1,054	127	2,416
	第2号被保険者	9	18	5	32
	小計	1,244	1,072	132	総数 2,437
3月	第1号被保険者	1,327	1,060	135	2,522
	第2号被保険者	8	20	5	33
	小計	1,335	1,080	140	総数 2,501
23年度利用者数累計A		15,206	12,823	1,664	総数 29,540
22年度利用者数累計B		15,487	13,066	1,863	総数 30,319
21年度利用者数累計		15,842	12,745	2,334	総数 30,810
20年度利用者数累計		16,196	12,471	3,439	総数 31,946
19年度利用者数累計		15,455	11,978	3,982	総数 31,275
18年度利用者数累計		15,211	11,317	3,724	総数 30,107
17年度利用者数累計		14,529	10,954	4,173	29,656
16年度利用者数累計		14,539	9,713	4,450	28,702
15年度利用者数累計		14,467	8,380	4,777	27,624
14年度利用者数累計		14,508	7,712	4,722	26,942
13年度利用者数累計		14,408	7,040	4,441	25,889
12年度利用者数累計		12,093	6,620	4,615	23,328
前年度比A/B		98.2%	98.1%	89.3%	97.4%

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

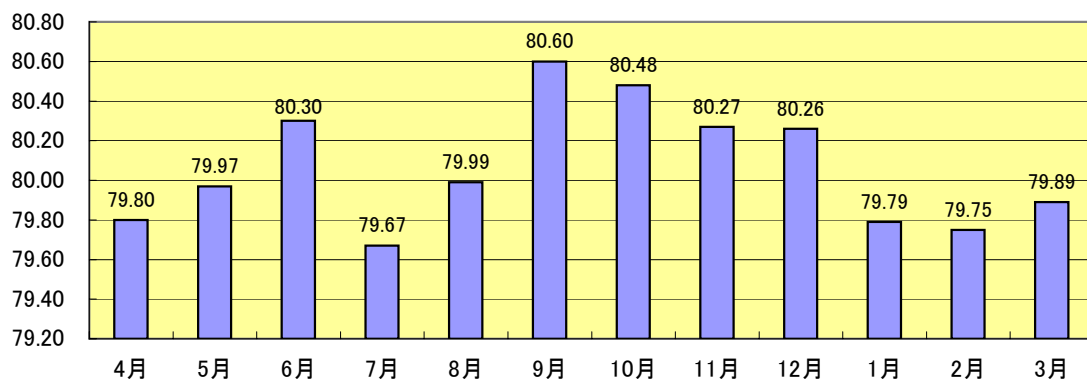
* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	21,576	14,020	64.98	705	3.27	2,492	11.55	17,217	79.80
5月	21,607	14,069	65.11	714	3.30	2,497	11.56	17,280	79.97
6月	21,786	14,283	65.56	715	3.28	2,496	11.46	17,494	80.30
7月	21,862	14,269	65.27	716	3.28	2,432	11.12	17,417	79.67
8月	21,915	14,342	65.44	707	3.23	2,481	11.32	17,530	79.99
9月	21,964	14,534	66.17	714	3.25	2,455	11.18	17,703	80.60
10月	21,988	14,520	66.04	713	3.24	2,464	11.21	17,697	80.48
11月	22,094	14,576	65.97	715	3.24	2,444	11.06	17,735	80.27
12月	22,102	14,597	66.04	712	3.22	2,430	10.99	17,739	80.26
1月	22,055	14,481	65.66	706	3.20	2,411	10.93	17,598	79.79
2月	22,180	14,542	65.56	710	3.20	2,437	10.99	17,689	79.75
3月	22,307	14,590	65.41	730	3.27	2,501	11.21	17,821	79.89
年平均	—	—	65.60	—	3.25	—	11.21	—	80.06



(単位:%) 認定者に占めるサービス利用者の割合



2 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成12～17年度 年度別支給額

*決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリ	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリ	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリ	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリ	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

(2) 平成23年度月別支給額及び18~22年度支給額

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	30,435	1,310,641,145	30,850	1,290,497,613	31,069	1,294,192,465	31,368	1,308,565,494
（介護給付）	24,763	1,184,093,320	25,112	1,162,254,179	25,208	1,162,946,508	25,362	1,174,223,336
（予防給付）	5,672	126,547,825	5,738	128,243,434	5,861	131,245,957	6,006	134,342,158
訪問通所サービス	25,648	1,116,341,545	25,954	1,097,739,949	26,161	1,100,539,759	26,353	1,115,764,276
（介護給付）	20,254	997,902,918	20,492	977,355,621	20,573	977,513,699	20,643	990,179,359
（予防給付）	5,394	118,438,627	5,462	120,384,328	5,588	123,026,060	5,710	125,584,917
訪問介護	8,762	451,135,130	8,826	445,319,601	8,811	446,424,823	8,896	446,868,451
（介護給付）	5,954	395,963,673	6,011	390,067,511	5,973	390,513,653	6,012	390,247,447
（予防給付）	2,808	55,171,457	2,815	55,252,090	2,838	55,911,170	2,884	56,621,004
訪問入浴介護	328	17,733,431	333	16,820,162	335	17,617,927	337	17,793,085
（介護給付）	325	17,683,859	332	16,779,042	334	17,585,032	336	17,760,190
（予防給付）	3	49,572	1	41,120	1	32,895	1	32,895
訪問看護	2,013	78,228,649	2,043	76,701,356	2,001	74,158,235	2,051	79,196,306
（介護給付）	1,810	72,803,977	1,832	71,212,765	1,790	68,792,438	1,831	73,198,720
（予防給付）	203	5,424,672	211	5,488,591	211	5,365,797	220	5,997,586
訪問リハビリテーション	586	16,564,176	582	15,030,527	603	15,010,207	606	16,827,321
（介護給付）	512	14,723,498	518	13,422,299	524	13,280,959	534	15,068,472
（予防給付）	74	1,840,678	64	1,608,228	79	1,729,248	72	1,758,849
通所介護	5,670	363,376,119	5,816	356,827,061	5,863	358,146,504	5,928	364,222,606
（介護給付）	4,445	320,253,528	4,547	312,064,715	4,556	312,464,380	4,598	317,973,273
（予防給付）	1,225	43,122,591	1,269	44,762,346	1,307	45,682,124	1,330	46,249,333
通所リハビリテーション	1,351	106,486,711	1,344	102,638,658	1,395	102,992,414	1,414	105,440,290
（介護給付）	1,176	99,162,970	1,172	95,323,566	1,204	94,732,141	1,215	96,938,024
（予防給付）	175	7,323,741	172	7,315,092	191	8,260,273	199	8,502,266
福祉用具貸与	6,938	82,817,329	7,010	84,402,584	7,153	86,189,649	7,121	85,416,217
（介護給付）	6,032	77,311,413	6,080	78,485,723	6,192	80,145,096	6,117	78,993,233
（予防給付）	906	5,505,916	930	5,916,861	961	6,044,553	1,004	6,422,984
短期入所サービス（小計）	1,075	83,119,152	1,110	85,080,789	1,110	84,224,780	1,148	84,964,576
（介護給付）	1,057	82,589,980	1,097	84,669,389	1,094	83,775,041	1,130	84,424,956
（予防給付）	18	529,172	13	411,400	16	449,739	18	539,620
短期入所生活介護	923	73,364,755	949	74,364,732	939	72,525,559	965	72,788,037
（介護給付）	911	73,068,407	940	74,117,069	927	72,237,883	952	72,479,464
（予防給付）	12	296,348	9	247,663	12	287,676	13	308,573
短期入所療養介護	152	9,754,397	161	10,716,057	171	11,699,221	183	12,176,539
（介護給付・老健）	146	9,521,573	157	10,552,320	167	11,537,158	178	11,945,492
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	6	232,824	4	163,737	4	162,063	5	231,047
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,235	27,397,090	3,321	27,639,530	3,340	27,100,165	3,418	28,743,940
（介護給付）	3,035	25,674,580	3,119	25,964,650	3,143	25,491,325	3,204	26,915,950
（予防給付）	200	1,722,510	202	1,674,880	197	1,608,840	214	1,827,990
特定施設入居者生活介護	477	83,783,358	465	80,037,345	458	82,327,761	449	79,092,702
（介護給付）	417	77,925,842	404	74,264,519	398	76,166,443	385	72,703,071
（予防給付）	60	5,857,516	61	5,772,826	60	6,161,318	64	6,389,631
福祉用具購入	243	8,385,109	167	5,251,405	182	5,836,411	189	6,444,394
（介護給付）	177	6,578,989	124	4,007,986	134	4,309,399	138	5,304,302
（予防給付）	66	1,806,120	43	1,243,419	48	1,527,012	51	1,140,092
住宅改修費	128	12,431,663	149	13,650,500	117	10,798,474	172	17,967,705
（介護給付）	77	7,115,990	91	8,526,067	75	6,700,608	108	10,953,829
（予防給付）	51	5,315,673	58	5,124,433	42	4,097,866	64	7,013,876
介護予防支援・居宅介護支援	13,243	153,712,714	13,333	154,332,184	13,079	149,355,039	13,462	153,087,973
（居宅介護支援）	9,206	135,353,156	9,247	135,791,734	8,929	130,545,317	9,214	133,644,037
（介護予防支援）	4,037	18,359,558	4,086	18,540,450	4,150	18,809,722	4,248	19,443,936
地域密着型（介護予防）サービス	712	139,387,447	719	135,719,109	729	141,267,380	725	137,262,116
（介護給付）	709	139,207,994	715	135,465,349	724	140,965,130	722	137,079,008
（予防給付）	3	179,453	4	253,760	5	302,250	3	183,108
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	250	25,734,149	247	24,533,946	257	25,487,970	253	25,123,461
（介護給付）	249	25,712,216	246	24,515,669	256	25,473,348	252	25,097,873
（予防給付）	1	21,933	1	18,277	1	14,622	1	25,588
小規模多機能型居宅介護	62	12,659,204	68	13,230,719	67	13,049,413	67	13,686,426
（介護給付）	60	12,501,684	65	12,995,236	63	12,761,785	65	13,528,906
（予防給付）	2	157,520	3	235,483	4	287,628	2	157,520
認知症対応型共同生活介護	328	83,697,083	333	81,606,741	332	85,460,111	332	81,142,341
（介護給付）	328	83,697,083	333	81,606,741	332	85,460,111	332	81,142,341
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	28	5,811,553	28	5,470,649	29	5,866,440	29	5,751,935
地域密着型介護老人福祉施設	44	11,485,458	43	10,877,054	44	11,403,446	44	11,557,953
施設サービス	2,535	682,257,755	2,512	654,529,626	2,538	672,710,868	2,536	655,784,516
介護老人福祉施設	1,290	327,790,630	1,265	312,182,401	1,283	323,247,061	1,285	315,284,574
介護老人保健施設	1,098	298,404,877	1,105	288,796,684	1,108	294,867,269	1,106	288,381,314
介護療養型医療施設	147	56,062,248	142	53,550,541	147	54,596,538	145	52,118,628
特定入所者介護（予防）サービス費	2,533	77,367,620	2,516	74,689,046	2,508	75,890,740	2,554	74,020,436
（介護給付）	2,522	77,316,030	2,509	74,657,126	2,497	75,846,420	2,541	73,958,686
（予防給付）	11	51,590	7	31,920	11	44,320	13	61,750
計	49,829	2,384,183,453	50,246	2,328,669,483	50,222	2,350,051,377	51,006	2,353,132,634
（介護給付）	39,989	2,231,923,234	40,310	2,175,232,067	40,105	2,194,024,250	40,621	2,190,947,714
（予防給付）	9,840	152,260,219	9,936	153,437,416	10,117	156,027,127	10,385	162,184,920
高額介護（予防）サービス費	4,523	47,061,881	4,260	39,219,208	4,629	47,963,067	4,663	45,820,497
高額医療費（予防）サービス費	0	0	657	20,098,094	1,643	47,753,364	136	4,148,618
審査支払手数料	46,681	2,567,455	47,149	2,593,195	47,151	2,593,305	47,833	2,630,815
合計	101,033	2,433,812,789	102,312	2,390,579,980	103,645	2,448,361,113	103,638	2,405,732,564

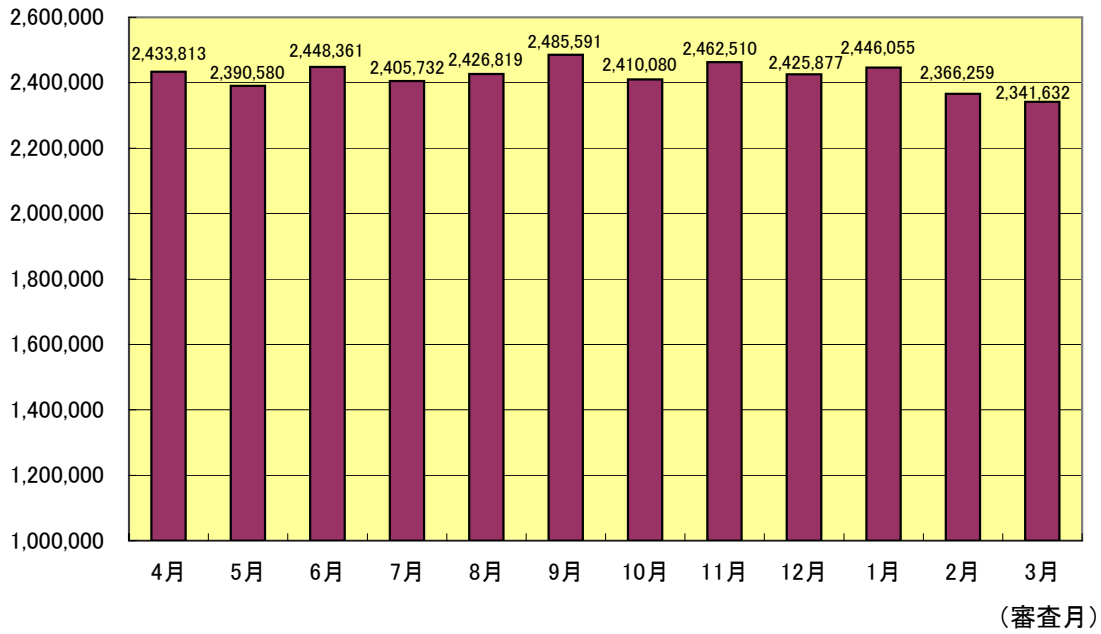
審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	31,302	1,316,904,008	31,607	1,357,145,724	31,819	1,322,519,495	32,244	1,350,211,150
(介護給付)	25,241	1,180,290,458	25,454	1,218,102,362	25,553	1,181,946,675	25,823	1,206,675,294
(予防給付)	6,061	136,613,550	6,153	139,043,362	6,266	140,572,820	6,421	143,535,856
訪問通所サービス	26,287	1,119,230,999	26,473	1,151,695,821	26,629	1,126,783,254	27,041	1,147,804,118
(介護給付)	20,528	991,638,917	20,643	1,022,288,203	20,693	995,449,345	20,947	1,013,357,923
(予防給付)	5,759	127,592,082	5,830	129,407,618	5,936	131,333,909	6,094	134,446,195
訪問介護	8,882	456,093,051	8,934	463,347,909	8,950	456,318,728	8,997	461,078,129
(介護給付)	5,976	398,627,567	6,011	405,304,249	5,985	397,789,334	6,020	401,988,352
(予防給付)	2,906	57,465,484	2,923	58,043,660	2,965	58,529,394	2,977	59,089,777
訪問入浴介護	339	18,629,721	313	18,521,725	320	18,972,669	335	19,032,398
(介護給付)	338	18,555,705	312	18,447,709	319	18,939,774	334	18,991,278
(予防給付)	1	74,016	1	74,016	1	32,895	1	41,120
訪問看護	2,031	75,984,234	2,040	80,993,961	2,050	76,392,011	2,148	78,986,327
(介護給付)	1,808	69,908,879	1,811	74,400,798	1,827	70,445,703	1,905	72,339,057
(予防給付)	223	6,075,355	229	6,593,163	223	5,946,308	243	6,647,270
訪問リハビリテーション	586	15,558,627	600	16,249,734	585	15,401,250	600	16,278,880
(介護給付)	524	13,920,158	531	14,512,234	522	13,965,280	531	14,506,183
(予防給付)	62	1,638,469	69	1,737,500	63	1,435,970	69	1,772,697
通所介護	5,937	364,437,063	5,978	377,527,507	6,035	368,428,639	6,139	377,328,353
(介護給付)	4,589	317,369,529	4,624	330,556,952	4,636	319,646,520	4,710	327,766,081
(予防給付)	1,348	47,067,534	1,354	46,970,515	1,399	48,782,119	1,429	49,562,272
通所リハビリテーション	1,403	103,102,334	1,442	109,088,843	1,447	104,754,904	1,472	107,774,112
(介護給付)	1,191	94,094,156	1,221	99,698,162	1,213	94,825,968	1,226	97,438,348
(予防給付)	212	9,008,178	221	9,390,681	234	9,928,936	246	10,335,764
福祉用具貸与	7,109	85,425,969	7,166	85,966,142	7,242	86,515,053	7,350	87,325,919
(介護給付)	6,102	79,162,923	6,133	79,368,059	6,191	79,836,766	6,221	80,328,624
(予防給付)	1,007	6,263,046	1,033	6,598,083	1,051	6,678,287	1,129	6,997,295
短期入所サービス(小計)	1,155	86,469,018	1,223	92,360,325	1,165	88,144,459	1,151	88,465,025
(介護給付)	1,136	85,995,787	1,199	91,634,729	1,143	87,502,486	1,133	87,969,266
(予防給付)	19	473,231	24	725,596	22	641,973	18	495,759
短期入所生活介護	976	74,422,437	1,052	80,705,191	987	76,338,549	983	78,056,238
(介護給付)	962	74,138,204	1,033	80,167,482	972	75,924,113	970	77,718,310
(予防給付)	14	284,233	19	537,709	15	414,436	13	337,928
短期入所療養介護	179	12,046,581	171	11,655,134	178	11,805,910	168	10,408,787
(介護給付・老健)	174	11,857,583	166	11,467,247	171	11,578,373	163	10,250,956
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	5	188,998	5	187,887	7	227,537	5	157,831
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,393	27,976,705	3,442	28,622,890	3,568	28,568,480	3,578	29,134,160
(介護給付)	3,178	26,109,295	3,209	26,602,300	3,328	26,648,510	3,335	27,132,470
(予防給付)	215	1,867,410	233	2,020,590	240	1,919,970	243	2,001,690
特定施設入居者生活介護	467	83,227,286	469	84,466,688	457	79,023,302	474	84,807,847
(介護給付)	399	76,546,459	403	77,577,130	389	72,346,334	408	78,215,635
(予防給付)	68	6,680,827	66	6,889,558	68	6,676,968	66	6,592,212
福祉用具購入	207	5,931,835	206	6,251,108	184	5,567,127	184	5,057,191
(介護給付)	160	4,880,344	147	4,699,613	138	4,453,624	133	4,081,912
(予防給付)	47	1,051,491	59	1,551,495	46	1,113,503	51	975,279
住宅改修費	146	15,011,442	167	16,229,494	139	12,439,816	151	13,397,898
(介護給付)	97	10,054,606	105	9,706,313	95	7,986,498	88	8,243,461
(予防給付)	49	4,956,836	62	6,523,181	44	4,453,318	63	5,154,437
介護予防支援・居宅介護支援	13,608	156,055,170	13,302	150,559,936	13,869	157,104,369	13,805	156,432,881
(居宅介護支援)	9,346	136,710,022	8,963	130,859,322	9,512	137,330,831	9,379	136,380,871
(介護予防支援)	4,262	19,345,148	4,339	19,700,614	4,357	19,773,538	4,426	20,052,010
地域密着型(介護予防)サービス	727	140,537,673	726	141,003,672	727	138,396,714	718	139,860,293
(介護給付)	724	140,347,254	723	140,838,842	725	138,239,194	717	139,781,533
(予防給付)	3	190,419	3	164,830	2	157,520	1	78,760
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	257	25,034,397	251	25,894,989	255	25,103,294	251	24,865,995
(介護給付)	256	25,001,498	250	25,887,679	255	25,103,294	251	24,865,995
(予防給付)	1	32,899	1	7,310	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	72	14,778,894	81	16,400,872	73	15,295,006	70	14,594,878
(介護給付)	70	14,621,374	79	16,243,352	71	15,127,488	69	14,516,118
(予防給付)	2	157,520	2	157,520	2	157,520	1	78,760
認知症対応型共同生活介護	325	82,832,829	324	81,749,717	327	81,511,708	323	82,820,471
(介護給付)	325	82,832,829	324	81,749,717	327	81,511,708	323	82,820,471
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	29	6,069,155	28	5,559,802	28	5,199,430	30	6,003,209
地域密着型介護老人福祉施設	44	11,822,398	42	11,398,292	44	11,297,276	44	11,575,740
施設サービス	2,466	665,002,110	2,549	685,498,919	2,499	650,476,742	2,508	669,493,934
介護老人福祉施設	1,260	320,509,236	1,283	327,005,562	1,264	313,721,138	1,282	326,502,159
介護老人保健施設	1,063	290,047,409	1,120	303,354,397	1,087	285,578,877	1,089	290,080,667
介護療養型医療施設	143	54,445,465	146	55,138,960	148	51,176,727	137	52,911,108
特定入所介護(予防)サービス費	2,447	73,979,926	2,921	78,525,090	2,541	74,022,680	2,529	75,981,960
(介護給付)	2,434	73,923,096	2,904	78,443,740	2,526	73,951,680	2,519	75,948,020
(予防給付)	13	56,830	17	81,350	15	71,000	10	33,940
計	50,903	2,373,422,164	51,478	2,435,213,943	51,778	2,360,526,943	52,139	2,410,435,307
(介護給付)	40,468	2,211,207,890	40,845	2,268,149,111	41,048	2,194,385,244	41,167	2,240,605,025
(予防給付)	10,435	162,214,274	10,633	167,064,832	10,730	166,141,699	10,972	169,830,282
高額介護(予防)サービス費	4,669	48,960,301	4,662	46,989,810	4,608	46,197,172	4,764	49,237,947
高額医療合算介護(予防)サービス費	66	1,804,373	32	750,759	72	682,137	14	142,587
審査支払手数料	47,854	2,631,970	47,936	2,636,480	48,615	2,673,825	48,988	2,694,340
合計	103,492	2,426,818,808	104,108	2,485,590,992	105,073	2,410,080,077	105,905	2,462,510,181

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	32,492	1,345,250,099	32,684	1,347,966,357	32,210	1,283,261,524	32,436	1,301,609,478
(介護給付)	25,970	1,199,462,414	26,134	1,202,004,140	25,577	1,135,807,311	25,769	1,153,555,701
(予防給付)	6,522	145,787,685	6,550	145,962,217	6,633	147,454,213	6,667	148,053,777
訪問通所サービス	27,165	1,148,065,211	27,345	1,146,083,846	26,911	1,084,432,766	27,084	1,108,528,485
(介護給付)	20,975	1,011,040,228	21,142	1,009,395,127	20,621	946,207,022	20,753	969,235,697
(予防給付)	6,190	137,024,983	6,203	136,688,719	6,290	138,225,744	6,331	139,292,788
訪問介護	9,092	462,658,265	9,116	460,945,971	8,985	439,523,433	9,088	451,414,246
(介護給付)	6,070	402,560,220	6,089	400,917,288	5,949	379,051,855	6,024	390,388,165
(予防給付)	3,022	60,098,045	3,027	60,028,683	3,036	60,471,578	3,064	61,026,081
訪問入浴介護	324	18,008,729	324	18,072,227	307	15,550,031	301	15,666,550
(介護給付)	323	17,984,058	323	18,064,004	306	15,517,136	300	15,658,327
(予防給付)	1	24,671	1	8,223	1	32,895	1	8,223
訪問看護	2,113	77,080,322	2,112	78,234,830	2,061	74,933,519	2,087	76,920,718
(介護給付)	1,870	70,555,836	1,874	71,972,909	1,818	68,900,646	1,852	71,036,991
(予防給付)	243	6,524,486	238	6,261,921	243	6,032,873	235	5,883,727
訪問リハビリテーション	615	16,709,554	590	15,295,859	592	14,805,510	584	15,627,297
(介護給付)	544	14,952,090	523	13,703,843	515	12,906,271	510	13,879,739
(予防給付)	71	1,757,464	67	1,592,016	77	1,899,239	74	1,747,558
通所介護	6,231	378,850,000	6,284	375,969,887	6,184	352,090,483	6,154	357,025,948
(介護給付)	4,759	328,015,833	4,806	325,125,219	4,691	300,738,032	4,637	304,645,122
(予防給付)	1,472	50,834,167	1,478	50,843,668	1,493	51,352,451	1,517	52,380,826
通所リハビリテーション	1,476	107,240,606	1,505	109,159,492	1,451	100,445,109	1,451	103,014,809
(介護給付)	1,235	96,816,249	1,259	98,533,453	1,210	89,995,730	1,211	92,557,315
(予防給付)	241	10,424,357	246	10,626,039	241	10,449,379	240	10,457,494
福祉用具貸与	7,314	87,517,735	7,414	88,405,580	7,331	87,084,681	7,419	88,858,917
(介護給付)	6,174	80,155,942	6,268	81,077,411	6,132	79,097,352	6,219	81,070,038
(予防給付)	1,140	7,361,793	1,146	7,328,169	1,199	7,987,329	1,200	7,788,879
短期入所サービス(小計)	1,147	86,074,646	1,173	88,999,212	1,170	89,681,085	1,117	84,791,589
(介護給付)	1,133	85,680,626	1,152	88,448,839	1,149	88,990,676	1,105	84,363,119
(予防給付)	14	394,020	21	550,373	21	690,409	12	428,470
短期入所生活介護	981	75,163,475	1,002	77,337,349	984	76,434,679	943	72,806,269
(介護給付)	972	74,924,219	986	77,012,325	968	75,960,956	935	72,528,095
(予防給付)	9	239,256	16	325,024	16	473,723	8	278,174
短期入所療養介護	166	10,911,171	171	11,661,863	186	13,246,406	174	11,985,320
(介護給付・老健)	161	10,756,407	166	11,436,514	181	13,029,720	170	11,835,024
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	5	154,764	5	225,349	5	216,686	4	150,296
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,709	29,759,415	3,700	29,825,265	3,674	29,047,225	3,764	30,181,170
(介護給付)	3,459	27,799,485	3,443	27,785,145	3,421	27,121,945	3,515	28,297,560
(予防給付)	250	1,959,930	257	2,040,120	253	1,925,280	249	1,883,610
特定施設入居者生活介護	471	81,350,827	466	83,058,034	455	80,100,448	471	78,108,234
(介護給付)	403	74,942,075	397	76,375,029	386	73,487,668	396	71,659,325
(予防給付)	68	6,408,752	69	6,683,005	69	6,612,780	75	6,448,909
福祉用具購入	151	4,002,473	177	5,417,025	151	4,960,805	186	5,491,123
(介護給付)	100	2,711,397	122	3,957,452	103	3,153,260	134	4,368,362
(予防給付)	51	1,291,076	55	1,459,573	48	1,807,545	52	1,122,761
住宅改修費	145	13,187,191	149	13,080,621	149	12,811,868	130	12,945,899
(介護給付)	102	9,001,080	96	8,260,820	81	6,512,855	74	6,855,071
(予防給付)	43	4,186,111	53	4,819,801	68	6,299,013	56	6,090,828
介護予防支援・居宅介護支援	13,819	156,173,847	13,833	156,679,699	13,741	153,794,544	13,792	155,017,881
(居宅介護支援)	9,327	135,760,001	9,360	136,462,243	9,222	133,364,690	9,260	134,533,933
(介護予防支援)	4,492	20,413,846	4,473	20,217,456	4,519	20,429,854	4,532	20,483,948
地域密着型(介護予防)サービス	726	137,942,834	727	140,695,476	720	137,785,809	732	131,648,159
(介護給付)	725	137,864,074	725	140,530,407	719	137,709,897	731	131,569,399
(予防給付)	1	78,760	2	165,069	1	75,912	1	78,760
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	260	25,550,913	256	24,516,239	246	22,456,894	252	22,265,750
(介護給付)	260	25,550,913	256	24,516,239	246	22,456,894	252	22,265,750
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	71	14,943,200	78	15,844,951	74	14,854,945	76	15,457,051
(介護給付)	70	14,864,440	76	15,679,882	73	14,779,033	75	15,378,291
(予防給付)	1	78,760	2	165,069	1	75,912	1	78,760
認知症対応型共同生活介護	323	80,761,974	319	82,797,710	328	83,521,770	333	77,883,628
(介護給付)	323	80,761,974	319	82,797,710	328	83,521,770	333	77,883,628
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	28	5,409,406	29	5,857,565	28	5,358,367	27	4,993,732
地域密着型介護老人福祉施設	44	11,277,341	45	11,679,011	44	11,593,833	44	11,047,998
施設サービス	2,481	647,015,066	2,477	655,874,524	2,449	649,718,430	2,469	615,230,875
介護老人福祉施設	1,258	309,472,280	1,262	318,719,346	1,248	315,433,164	1,251	296,021,749
介護老人保健施設	1,076	283,536,847	1,083	287,331,873	1,069	284,430,943	1,084	271,954,823
介護療養型医療施設	147	54,005,939	132	49,823,305	132	49,854,323	134	47,254,303
特定入所者介護(予防)サービス費	2,502	73,022,870	2,535	75,253,320	2,532	74,917,311	2,523	70,850,816
(介護給付)	2,494	72,990,300	2,524	75,204,030	2,523	74,876,041	2,516	70,803,066
(予防給付)	8	32,570	11	49,290	9	41,270	7	47,750
計	52,316	2,376,594,380	52,582	2,394,967,022	51,952	2,317,250,291	52,268	2,292,794,231
(介護給付)	41,199	2,204,804,332	41,436	2,222,293,616	40,674	2,141,142,484	40,953	2,116,916,407
(予防給付)	11,117	171,790,048	11,144	172,673,406	11,278	176,107,807	11,315	175,877,824
高額介護(予防)サービス費	4,699	46,565,228	4,762	48,353,201	4,679	46,323,494	4,569	46,075,599
高額医療含介護(予防)サービス費	1	10,646	1	16,205	0	0	2	60,068
審査支払手数料	49,211	2,706,605	49,421	2,718,155	48,817	2,684,935	49,126	2,701,930
合計	106,227	2,425,876,859	106,766	2,446,054,583	105,448	2,366,258,720	105,965	2,341,631,828

	平成23年度合計A		平成22年度合計B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572	108.5%	106.7%
(介護給付)	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,254,590	106.4%	105.8%
(予防給付)	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982	118.2%	115.6%
訪問通所サービス	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776	107.9%	107.1%
(介護給付)	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338	105.1%	105.9%
(予防給付)	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438	118.6%	117.2%
訪問介護	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696	104.3%	105.2%
(介護給付)	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343	102.2%	104.6%
(予防給付)	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353	108.9%	109.0%
訪問入浴介護	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284	108.1%	109.8%
(介護給付)	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254	107.8%	109.6%
(予防給付)	14	452,541	4	148,030	350.0%	305.7%
訪問看護	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239	105.5%	105.8%
(介護給付)	22,028	855,568,719	21,293	819,560,106	103.5%	104.4%
(予防給付)	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133	125.2%	126.0%
訪問リハビリテーション	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594	110.0%	111.6%
(介護給付)	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667	108.3%	109.9%
(予防給付)	841	20,517,916	677	16,004,927	124.2%	128.2%
通所介護	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910	112.9%	110.6%
(介護給付)	55,598	3,816,620,224	50,677	3,496,787,045	109.7%	109.1%
(予防給付)	16,621	577,609,946	13,316	475,615,865	124.8%	121.4%
通所リハビリテーション	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967	107.3%	102.8%
(介護給付)	14,533	1,150,116,082	14,027	1,141,925,233	103.6%	100.7%
(予防給付)	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734	133.3%	131.1%
福祉用具貸与	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086	109.0%	108.2%
(介護給付)	73,861	955,032,580	70,242	899,047,690	105.2%	106.2%
(予防給付)	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396	138.8%	139.5%
短期入所サービス(小計)	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929	105.2%	104.3%
(介護給付)	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628	105.2%	104.3%
(予防給付)	216	6,329,762	207	6,221,301	104.3%	101.7%
短期入所生活介護	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859	106.0%	104.4%
(介護給付)	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110	106.1%	104.4%
(予防給付)	156	4,030,743	155	4,239,749	100.6%	95.1%
短期入所療養介護	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070	100.8%	103.8%
(介護給付・老健)	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518	100.4%	103.7%
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	—	—
(予防給付・老健)	60	2,299,019	52	1,981,552	115.4%	116.0%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	—	—
居宅療養管理指導	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205	116.6%	114.2%
(介護給付)	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545	116.6%	114.1%
(予防給付)	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660	116.3%	115.3%
特定施設入居者生活介護	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662	100.4%	102.1%
(介護給付)	4,785	902,209,530	4,736	875,843,079	101.0%	103.0%
(予防給付)	794	77,174,302	820	83,398,583	96.8%	92.5%
福祉用具購入	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389	99.8%	100.9%
(介護給付)	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020	95.8%	98.4%
(予防給付)	617	16,089,366	550	14,641,369	112.2%	109.9%
住宅改修費	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967	112.2%	113.6%
(介護給付)	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664	102.2%	101.3%
(予防給付)	653	64,035,373	486	45,722,303	134.4%	140.1%
介護予防支援・居宅介護支援	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481	106.4%	106.0%
(居宅介護支援)	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730	103.2%	104.9%
(介護予防支援)	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751	114.0%	114.0%
地域密着型(介護予防)サービス	8,688	1,661,506,682	8,484	1,595,329,822	102.4%	104.1%
(介護給付)	8,659	1,659,598,081	8,436	1,592,462,238	102.6%	104.2%
(予防給付)	29	1,908,601	48	2,867,584	60.4%	66.6%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815	98.1%	97.0%
(介護給付)	3,029	296,447,368	3,076	305,073,896	98.5%	97.2%
(予防給付)	6	120,629	19	565,919	31.6%	21.3%
小規模多機能型居宅介護	859	174,785,559	787	154,799,650	109.1%	112.9%
(介護給付)	836	172,997,587	758	152,497,985	110.3%	113.4%
(予防給付)	23	1,787,972	29	2,301,665	—	—
認知症対応型共同生活介護	3,927	985,786,083	3,754	936,475,590	104.6%	105.3%
(介護給付)	3,927	985,786,083	3,754	936,475,590	104.6%	105.3%
(予防給付)	0	0	0	0	—	—
地域密着型特定施設	341	67,351,243	306	58,029,403	111.4%	116.1%
地域密着型介護老人福祉施設	526	137,015,800	542	140,385,364	97.0%	97.6%
施設サービス	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345	97.4%	96.9%
介護老人福祉施設	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105	97.8%	97.7%
介護老人保健施設	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731	98.3%	97.8%
介護療養型医療施設	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509	88.3%	88.0%
特定入所者介護(予防)サービス費	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593	101.7%	99.3%
(介護給付)	30,509	897,918,235	29,998	903,652,353	101.7%	99.4%
(予防給付)	132	603,580	123	762,240	107.3%	79.2%
計	616,719	28,377,241,228	576,820	27,446,131,169	106.9%	103.4%
(介護給付)	488,817	26,391,631,374	467,017	25,793,663,940	104.7%	102.6%
(予防給付)	127,902	1,985,609,854	109,803	1,712,467,229	116.5%	116.0%
高額介護(予防)サービス費	55,487	558,767,405	53,083	544,740,741	104.5%	102.6%
高額医療合算介護(予防)サービス費	2,624	75,466,851	2,467	98,055,412	106.4%	77.0%
審査支払手数料	578,782	31,833,010	539,919	37,794,330	107.2%	84.2%
合計	1,253,612	29,043,308,494	1,172,289	28,126,721,652	106.9%	103.3%

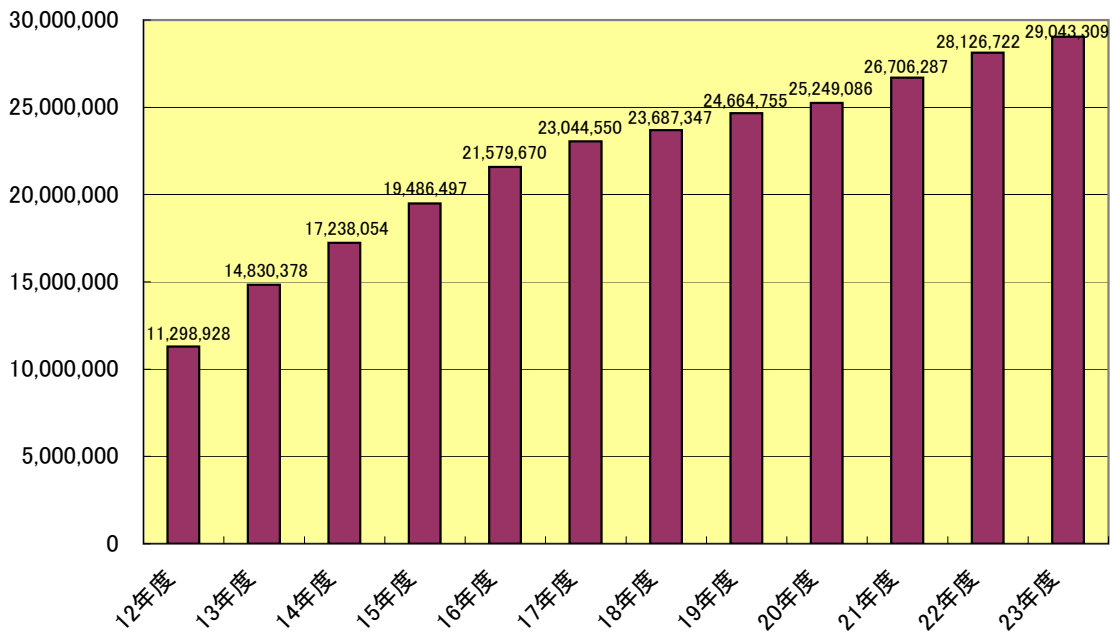
(単位:千円)

保険給付費 月別推移



(単位:千円)

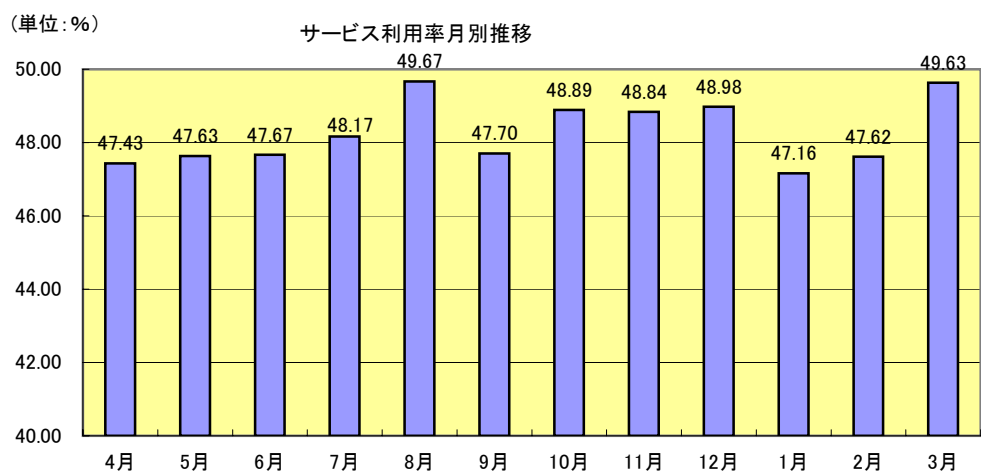
保険給付費合計 年度別推移



3 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率 *利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	1,755	3,572,726	40.96	1,795	3,702,364	41.50	1,853	3,835,855	41.65
要支援2	10,400	2,404	9,116,441	36.46	2,417	9,286,220	36.94	2,455	9,389,150	36.77
要介護1	16,580	2,352	15,230,378	39.06	2,406	15,476,233	38.80	2,459	16,137,844	39.58
要介護2	19,480	3,319	30,334,939	46.92	3,338	30,620,577	47.09	3,357	31,578,290	48.29
要介護3	26,750	1,912	25,375,798	49.61	1,894	25,257,181	49.85	1,920	25,368,026	49.39
要介護4	30,600	1,252	20,068,915	52.38	1,213	19,644,447	52.92	1,212	19,269,690	51.96
要介護5	35,830	1,021	21,240,439	58.06	1,005	21,161,686	58.77	1,025	21,263,857	57.90
計(平均)	-	14,015	124,939,636	47.43	14,068	125,148,708	47.63	14,281	126,842,712	47.67

	支給限度額 (単位)	11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	4,970	2,061	4,350,476	42.47	2,082	4,400,667	42.53	2,101	4,427,891	42.40
要支援2	10,400	2,499	10,104,148	38.88	2,503	10,041,875	38.58	2,506	10,183,869	39.07
要介護1	16,580	2,636	17,613,250	40.30	2,650	17,567,064	39.98	2,645	16,478,019	37.57
要介護2	19,480	3,325	32,102,400	49.56	3,345	32,436,568	49.78	3,294	30,140,948	46.97
要介護3	26,750	1,873	24,838,283	49.57	1,859	24,967,876	50.21	1,830	24,140,008	49.31
要介護4	30,600	1,159	19,392,873	54.68	1,155	19,091,239	54.02	1,119	17,711,187	51.72
要介護5	35,830	1,023	21,980,955	59.97	1,003	22,006,399	61.24	986	20,978,286	59.38
計(平均)	-	14,576	130,382,385	48.84	14,597	130,511,688	48.98	14,481	124,060,208	47.16



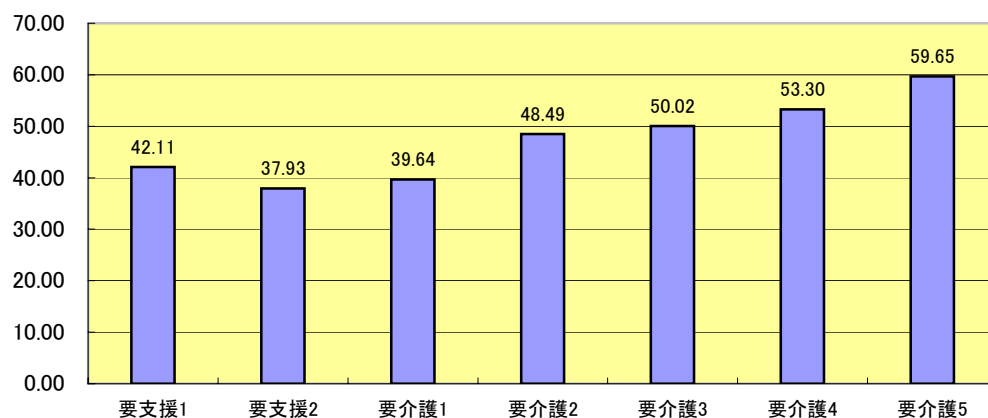
(単位:利用者数(人))

7月			8月			9月			10月		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
1,887	3,901,006	41.60	1,929	4,025,937	41.99	1,944	4,117,022	42.61	1,999	4,227,501	42.55
2,482	9,567,613	37.07	2,494	9,654,020	37.22	2,491	9,772,159	37.72	2,512	9,957,802	38.12
2,477	16,299,369	39.69	2,524	17,415,447	41.62	2,578	16,686,099	39.04	2,583	17,337,402	40.48
3,319	31,412,982	48.59	3,326	31,811,415	49.10	3,356	31,299,980	47.88	3,335	32,233,650	49.62
1,906	25,194,583	49.42	1,902	26,588,565	52.26	1,942	25,705,154	49.48	1,887	25,393,986	50.31
1,193	19,256,479	52.75	1,160	19,601,338	55.22	1,178	18,949,375	52.57	1,180	19,737,238	54.66
1,004	21,729,380	60.40	1,006	22,322,079	61.93	1,044	21,826,777	58.35	1,024	21,723,304	59.21
14,268	127,361,412	48.17	14,341	131,418,801	49.67	14,533	128,356,566	47.70	14,520	130,610,883	48.89

2月			3月			年平均			年間累計	
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
2,118	4,440,296	42.18	2,126	4,494,579	42.54	1,971	4,124,693	42.11	23,650	49,496,320
2,509	10,259,058	39.32	2,523	10,190,618	38.84	2,483	9,793,581	37.93	29,795	117,522,973
2,616	16,714,987	38.54	2,614	17,740,305	40.93	2,545	16,724,700	39.64	30,540	200,696,397
3,295	30,558,690	47.61	3,292	32,363,053	50.47	3,325	31,407,791	48.49	39,901	376,893,492
1,845	24,238,116	49.11	1,852	25,580,866	51.64	1,885	25,220,704	50.02	22,622	302,648,442
1,167	18,700,515	52.37	1,194	19,913,820	54.50	1,182	19,278,093	53.30	14,182	231,337,116
992	21,167,972	59.56	989	21,638,926	61.07	1,010	21,586,672	59.65	12,122	259,040,060
14,542	126,079,634	47.62	14,590	131,922,167	49.63	14,401	128,136,233	48.29	172,812	1,537,634,800

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



4 高額介護(予防)サービス費支給状況

		世帯合算	その他	合計
ア 高齢福祉年金受給者等 (上限額:15,000円)	件数(件)	15	12,236	12,251
	支給額(円)	142,999	112,542,038	112,685,037
イ 利用者負担第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,302	29,677	30,979
	支給額(円)	14,524,555	358,169,321	372,693,876
ウ 利用者負担第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,268	6,958	8,226
	支給額(円)	10,846,143	42,775,602	53,621,745
エ 利用者負担第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	2,957	1,074	4,031
	支給額(円)	15,894,840	3,871,907	19,766,747
合計	件数(件)	5,542	49,945	55,487
	支給額(円)	41,408,537	517,358,868	558,767,405

5 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者	その他医療保険加入者	合計
件数(件)	31	2,593	0	2,624
支給額(円)	1,078,909	74,387,942	0	75,466,851

6 減免認定状況(平成24年3月31日現在)

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型サービス	その他	合計
利用者負担第3段階	216	224	26	8	573	1,047
利用者負担第2段階	666	561	73	27	1,282	2,609
利用者負担第1段階	112	109	21	0	256	498

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

利用者負担	
減額	2
免除	1

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

特定標準負担	
利用者負担第3段階	8
利用者負担第2段階	57
利用者負担第1段階	2

(単位:件)

利用者負担	
減額(本人負担 3%~10%)	49
免除(本人負担 0%)	18

7 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	23年度	22年度	21年度
支給件数	6	7	6
支給額(円)	104,170	97,686	212,379

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

① 経過措置

	23年度	22年度	21年度
支給件数	0	0	1
支給額(円)	0	0	1,077

低所得世帯(所得税非課税世帯)であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等(平成18年3月31日現在において対象者として認定されていた者)について、当該サービスの利用者負担を平成19年6月末までの間は3%、平成20年6月末までの間は6%負担とし、経済的負担の軽減を図る。

なお、当該経過措置は平成20年6月末をもって終了した。(21年度1件1,077円については過年度分(H20年度))

② 制度移行措置

対象者なし

障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 高齢者二次予防事業施策

生活機能が低下しつつある高齢者(二次予防事業対象者)を把握し、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上のために介護予防教室を実施する。

① 二次予防事業対象者の状況 (単位:人)

【男女合計】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	23年度合計	22年度合計	21年度合計
人口	30,280	29,026	22,814	14,846	12,274	109,240	106,736	103,862
年間発生数	109	174	192	138	68	681	2,556	2,796
【男性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	23年度合計	22年度合計	21年度合計
人口	14,445	13,569	9,834	5,662	3,274	46,784	45,700	44,535
年間発生数	53	65	83	50	28	279	850	889
【女性】	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	23年度合計	22年度合計	21年度合計
人口	15,835	15,457	12,980	9,184	9,000	62,456	61,036	59,327
年間発生数	56	109	109	88	40	402	1,706	1,907

※国の要綱改正により、23年度から基本チェックリストのみを発送した。返送された基本チェックリストから生活機能の低下が見られた者のみ介護予防教室参加可否判定のために医療機関等に受診し、対象者を決定する方法に変更した。

② 把握経路別の二次予防事業対象者数 (単位:人)

	男性	女性	23年度合計	男性	女性	22年度合計	21年度合計
二次予防事業対象者の年間発生数	279	402	681	850	1,706	2,556	2,796
把握経路	本人・家族からの相談	0	0	0	0	0	0
	基本健康診査(生活機能評価)	278	401	679	839	1,687	2,526
	医療機関からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	民生委員からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	地域住民からの情報提供	0	0	0	0	0	0
	要介護認定非該当者	1	1	2	11	19	30
	訪問活動による実態把握	0	0	0	0	0	0
	高齢者実態把握調査	0	0	0	0	0	0
	要支援・要介護者からの移行	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0

③ 高齢者二次予防事業 (単位:人)

ア 二次予防事業把握事業		23年度	22年度	21年度
基本チェックリスト・生活機能評価受診者	個別健診	552	13,862	14,128
	集団健診	-	5,479	6,663
	保健所	129	607	526
	合計	681	19,948	21,317

(単位:回数(回)、人数(人))

イ 二次予防事業介護予防教室		23年度	22年度	21年度
運動器の機能向上	開催回数	772	829	475
	延べ参加者数	4,098	4,333	4,957
栄養改善	開催回数	211	268	446
	延べ参加者数	1,049	1,457	1,456
口腔機能の向上	開催回数	207	233	441
	延べ参加者数	1,093	1,124	1,501

(2) 一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① 高齢者食生活改善事業

介護予防・健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活改善を支援する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		23年度	22年度	21年度	
高齢者の食生活を支援する、健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	講演会等	開催回数	17	17	17
		延参加者数	440	480	468
介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活の改善を支援する。	相談会等	開催回数	34	23	21
		延参加者数	720	301	316

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		23年度	22年度	21年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	224,000	223,000
	発行時期	12月	1月	12月

③ いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	2,888	44.1%
女	3,666	55.9%
合計	6,554	100.0%

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	23年度合計	22年度合計	21年度合計	20年度合計	19年度合計	18年度合計	17年度合計	16年度合計	累計
男	98	120	173	224	219	348	520	1,186	2,888
女	156	142	229	304	261	387	593	1,594	3,666
合計	254	262	402	528	480	735	1,113	2,780	6,554

(ウ) 月別内訳(平成23年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	6	11	5	3	6	17	8	14	4	14	6	4	98
女	12	17	5	13	12	11	18	24	7	18	6	13	156
合計	18	28	10	16	18	28	26	38	11	32	12	17	254

(エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	77	105	182	2.8%
80~89歳	746	885	1,631	24.9%
70~79歳	1,802	2,282	4,084	62.3%
65~69歳	263	394	657	10.0%
合計	2,888	3,666	6,554	100.0%
構成比	44.1%	55.9%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位:人)

100万歩達成者 (記念品:帽子)		男	女	合計	構成比
	90歳以上	32	37	69	2.1%
80~89歳	397	380	777	23.4%	
70~79歳	1,110	1,033	2,143	64.6%	
65~69歳	154	172	326	9.8%	
合計	1,693	1,622	3,315	100.0%	
構成比	51.1%	48.9%	100.0%	-	

(単位:人)

500万歩達成者 (記念品:ウエストポーチ)		男	女	合計	構成比
	90歳以上	8	8	16	1.0%
80~89歳	188	129	317	20.8%	
70~79歳	602	450	1,052	68.9%	
65~69歳	69	73	142	9.3%	
合計	867	660	1,527	100.0%	
構成比	56.8%	43.2%	100.0%	-	

(単位:人)

200万歩達成者 (記念品:ウインドブレーカー)		男	女	合計	構成比
	90歳以上	23	22	45	1.7%
80~89歳	317	260	577	22.1%	
70~79歳	915	804	1,719	65.8%	
65~69歳	130	143	273	10.4%	
合計	1,385	1,229	2,614	100.0%	
構成比	53.0%	47.0%	100.0%	-	

(単位:人)

1000万歩達成者 (記念品:リュックサック)		男	女	合計	構成比
	90歳以上	5	4	9	1.0%
80~89歳	118	76	194	20.9%	
70~79歳	417	262	679	73.2%	
65~69歳	27	18	45	4.9%	
合計	567	360	927	100.0%	
構成比	61.2%	38.8%	100.0%	-	

(平成23年11月29日 市長からの祝福状贈呈式開催)

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、介護予防事業等を効率的に実施されるよう状況に応じて必要な援助を行う。

① 介護予防ケアプランの作成数(二次予防事業対象者対象) (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
作成数	26	33	31	53	17	19

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
作成数	38	51	18	16	53	34	389

(3) 総合相談支援、権利擁護業務

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

① 相談件数等 (単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,387	968	2,490	1,332	409	1,723
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	132	85	113	53	109	65
高齢者虐待に関すること	162	88	80	238	39	245
合 計	1,681	1,141	2,683	1,623	557	2,033

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,226	1,267	1,078	1,750	1,798	3,250	18,678
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	224	141	111	312	245	420	2,010
高齢者虐待に関すること	81	251	157	229	63	203	1,836
合 計	1,531	1,659	1,346	2,291	2,106	3,873	22,524

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険外の関わりも含め包括的・継続的ケアを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行なった。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所)、病院等関係機関と連携
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 地域ケア会議等、介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行なった。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・慣習の実施や様々な機関が行う研修の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置、認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、介護支援専門員等に対する情報提供や技術支援を行う。

(単位:回数(回)、人数(人))

		23年度	22年度	21年度
講演会等	認知症啓発講演会・技術支援講演会・家族のための「認知症」基礎講座(前期・後期の年2回開催)※	8	8	9
	開催回数	8	8	9
	延べ参加者数	136	149	139

※認知症基礎講座は、21年度は前期・後期4日間で1講座を構成しているため、4回×2(前・後期)=8回でカウント。22・23年度は、前期・後期3日間で1講座を構成しているため、3回×2(前・後期)=6回でカウント

(2) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	23年度	22年度	21年度
人数	4	5	4

(3) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、介護保険第1号被保険者の生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。
(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	2,545	3,177	5,722
水堂※	270	9	(福)長生福祉会	2,145	320,766	322,911
金楽寺※	32	1	(福)きらくえん	3,108	7,425	10,533
西長洲北	30	1	(福)きらくえん	2,902	6,553	9,455
今福	30	1	(福)きらくえん	1,695	6,255	7,950
築地北	30	1	(福)ほがらか会	2,971	6,223	9,194
道意	30	1	(福)サンシャイン	822	7,244	8,066
潮江	60	2	(福)きらくえん	2,635	17,069	19,704
久々知	22	1	(福)阪神共同福祉会	1,280	4,621	5,901
合計	534	18		20,103	379,333	399,436

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

要介護認定を受けている65歳以上の在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,350円を市が負担) (委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	23年度	22年度	21年度
人数	24	16	10

 (単位:人)

(5) 高齢者向けグループハウス運営事業

要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

年度	23年度	22年度	21年度
年度末入居者数	16	16	15

 (単位:人)

(6) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	23年度	22年度	21年度
延べ利用者数	2,191	2,590	2,750
配食総数	32,090	40,018	38,488

 (単位:人)

(7) 住宅改造相談事業

介護保険第1号被保険者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	23年度	22年度	21年度
相談件数	82	78	74

 (単位:件)

(8) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	23年度	22年度	21年度
支給件数	2,571	2,560	2,466
支給額(円)	12,229,757	12,087,074	11,668,400

 (単位:件)

(9) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

	23年度	22年度	21年度
支給件数	100	88	108
支給額	200,000	176,000	216,000

 (単位:件)

(10) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 12人(平成24年3月31日現在)

イ 派遣先

介護老人福祉施設 17施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 17施設 (平成24年3月31日現在)

(単位:件)

	活動件数	活動内容						各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先
20年度	21,690	7,716	13,643	325	1	0	5	8人	25箇所
21年度	22,320	8,214	13,817	289	0	0	0	8人	27箇所
22年度	25,892	10,655	14,950	286	0	0	1	10人	34箇所
23年度	26,531	11,412	14,560	559	0	0	0	12人	39箇所

(11) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件数(件))

項目	説明	単位	23年度	22年度	21年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	16,300	15,642	15,050
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	1,131	1,879	3,327
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	38	62	62
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	107	131	146

(12) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

	23年度合計	22年度合計	21年度合計	(単位:件)
申立件数	16	17	9	
助成件数	13	13	6	

VII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【平成23年4月～平成24年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり 【保険料決定通知書に同封、平成23年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【平成23年6月、平成23年12月発行】
- | | |
|--|--|
| 平成23年6月 | 平成23年12月 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 229,000部発行配布 市内一円戸別配布 222,000部 公共施設窓口設置 7,000部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 229,000部発行配布 市内一円戸別配布 222,000部 公共施設窓口設置 7,000部 |
- ・ 点字版・カセットテープ版の作成・配付
 - 市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

(5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	3	85
その他講座等	1	50
合 計	4	135

(6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 市ホームページ更新

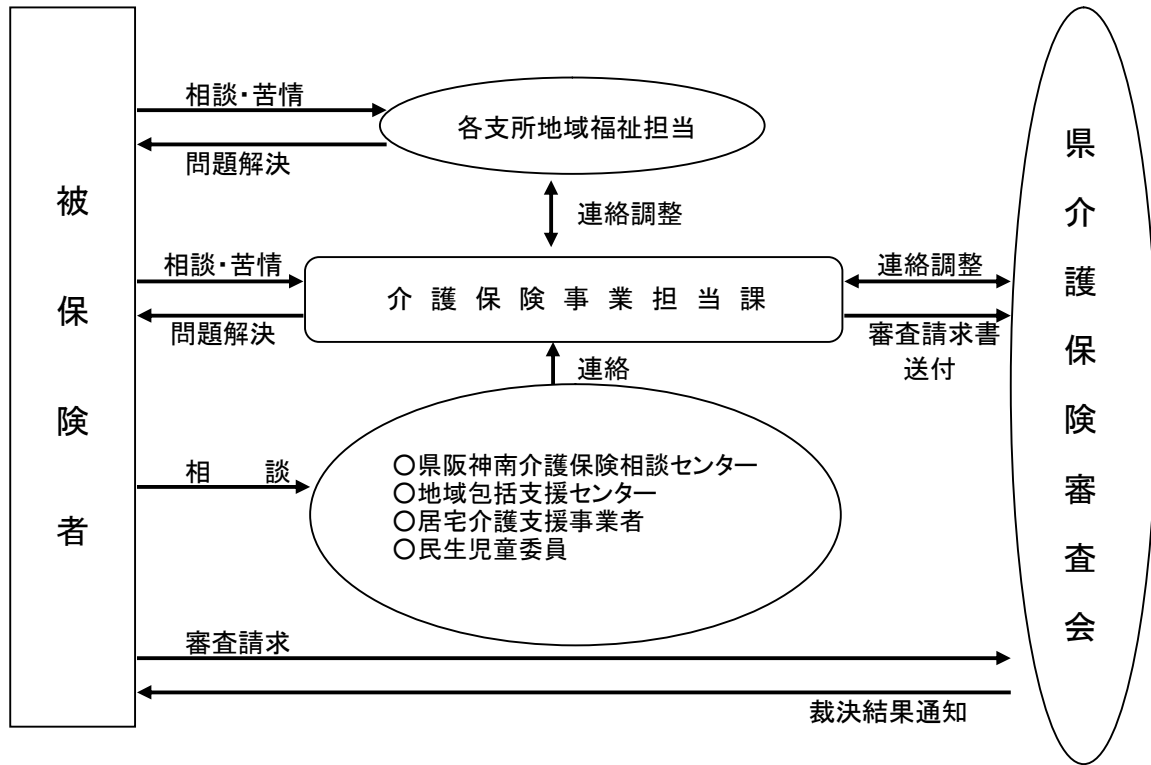
2 苦情相談件数

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	2
介護サービスやケアプランに関するもの	73
保険料に関するもの	2
その他(制度の内容など)	12
合 計	89

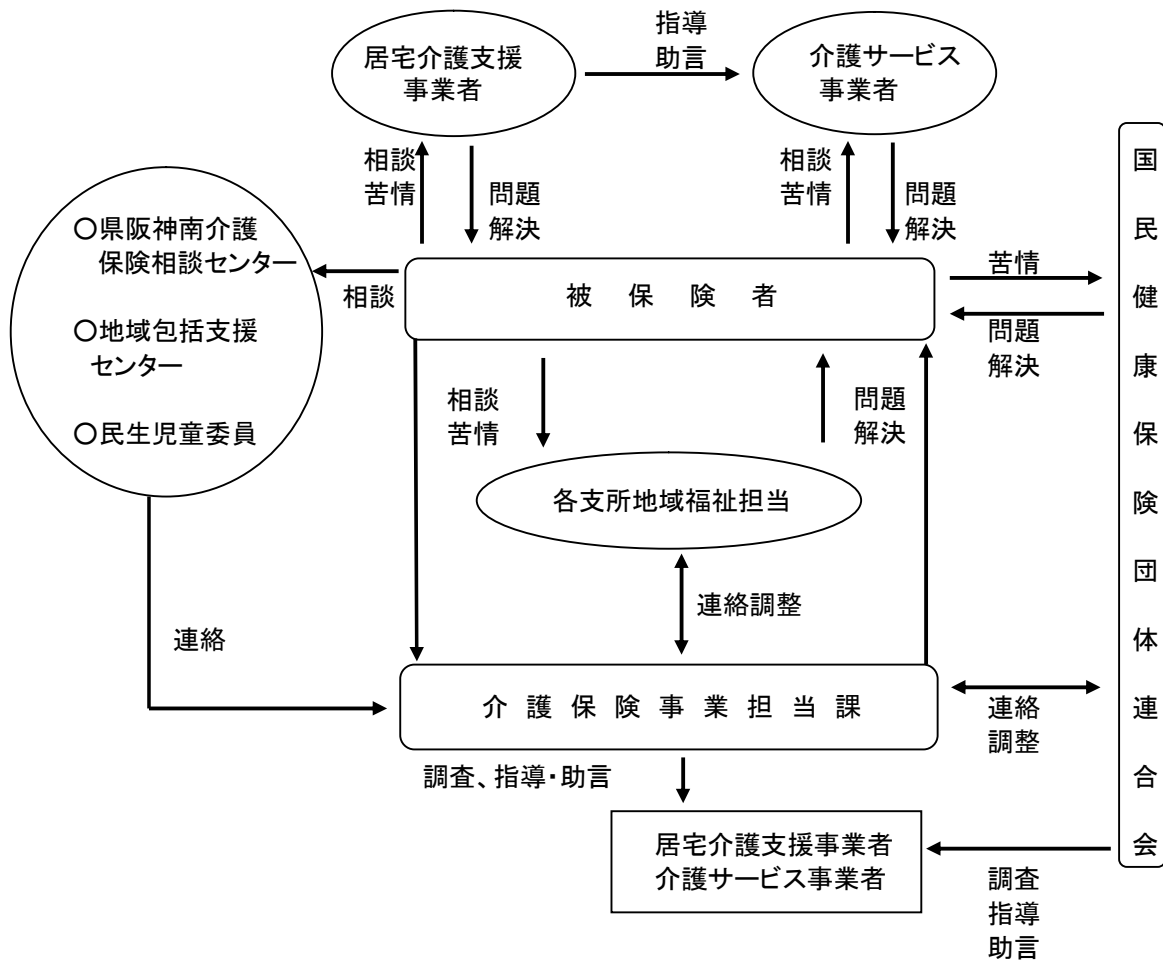
※対応困難事例のみ

3 相談・苦情への対応

(1) 要介護認定、保険料徴収について



(2) サービスの利用について



4 尼崎市内 介護保険事業者数(平成24年3月31日現在)

(1)介護保険事業者数

(単位:事業所)

サービス種類	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
居宅介護支援事業	38	27	21	46	32	31	195
訪問介護	49	41	29	77	39	45	280
訪問入浴介護	0	2	0	2	1	3	8
訪問看護	4	8	6	3	8	8	37
通所介護	14	28	22	29	21	16	130
通所リハビリテーション	7	3	3	3	1	3	20
福祉用具貸与	6	2	5	13	4	7	37
短期入所生活介護	1	3	1	2	3	7	17
短期入所療養介護	4	2	1	5	1	2	15
特定施設入居者生活介護	0	2	0	0	1	2	5
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	5	3	5	1	4	19
小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	2	1	5
認知症対応型共同生活介護	1	3	5	5	3	4	21
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	0	0	0	1
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	2	2
介護老人福祉施設	1	4	1	3	3	5	17
介護老人保健施設	4	1	1	3	1	2	12
介護療養型医療施設	0	0	1	1	0	0	2
合 計	130	132	101	197	121	142	823

※医療法人のみなし指定は除く。

(2)市内の介護保険施設(平成24年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103番11	4868-2533	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3番20号	6483-5510	105
3	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3番1号	4868-3966	100
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8番3号	6488-9287	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	6495-4750	60
6	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15番1号	6412-6676	54
7	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2番37号	4961-6200	55
8	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	4961-6202	30
9	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	6428-7111	85
10	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	6436-8333	70
11	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	6438-3911	60
12	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4-4-20	6433-7091	54
13	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10番25号	6498-0228	40
14	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2番50号	6494-1248	105
15	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	6494-1250	50
16	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1番18号	6493-3731	50
17	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22番1号	6493-8300	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5-10-55	6498-1511	15
2	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	6499-1156	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	4868-0823	50
2	中央	介護老人保健施設おおくま	昭和通2-12-8	6487-3900	100
3	中央	医療法人中央会(社団)介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	6481-8010	96
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6-11-6	4868-3800	100
5	小田	医療法人中央会ローランド	潮江2丁目1-10	6499-8500	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	6417-0700	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	4961-8300	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花老人保健施設	立花町4丁目4-23	6436-3238	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2-10-30	6432-0032	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	4962-5920	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	6491-3911	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	6494-0015	150

④ 介護療養型医療施設(療養病床等)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	大庄	青木診療所	大庄北4丁目12番10号	6417-5921	8
2	立花	医療法人尼崎厚生会立花病院	立花町4丁目3-18	6438-3761	60

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	6489-3700	100
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	6489-1501	146
3	小田	パストラール尼崎	潮江1-10-2	6493-0521	182
4	武庫	アミーユ武庫之荘	常松1丁目22-3	6431-2194	48
5	園田	アミーユ尼崎田能	田能5-1-28	6495-2724	45
6	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1-77	6492-2370	50

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	大庄	介護付有料老人ホーム ラウレート	武庫川町1-8	6419-4481	29

5 尼崎市地域包括支援センター運営協議会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を設置する。

(3)組織

- ・委員数 20人以内（平成24年3月31日現在 15人）
- ・任期 3年（平成22年4月1日に委嘱された委員は2年）
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成23年度開催回数

3回（平成23年6月13日、9月28日、平成24年3月2日）

部会 1回（平成23年8月10日）

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

6 尼崎市地域密着型サービス運営委員会

(1)設置年月日 平成18年4月1日

(2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(3)組織

委員会の委員は、尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱において、尼崎市地域包括支援センター運営協議会委員のうち臨時委員を除いた委員をもって充てることとしている。

(4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5)平成23年度開催回数

3回(平成23年6月13日、9月28日、平成24年3月2日)

7 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

154事業者(平成24年3月31日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成23年 5月	総会	① 事業計画、予算審議
	全体研修会	① テーマ「もっと私をよくみて～高齢期を生きる人のホ・ン・ネ～」 講 師 福祉ジャーナリスト 村田 幸子 氏
平成23年 7月	全体研修会	① テーマ「尼崎市の防災について」(会員向) 講 師 尼崎市防災対策課 参与 小椋 修 氏 ② テーマ「被災地支援の現状報告～気仙沼市の現状について」 講 師 尼崎市高齢介護課 課長 中野 豊博 氏
平成23年10月	事業者研修会	① テーマ「尼崎市の防災について」(事業者向) 講 師 尼崎市防災対策課 参与 小椋 修 氏 ② テーマ「被災地支援の現状報告～気仙沼市の現状について」 講 師 尼崎市高齢介護課 課長 中野 豊博 氏
平成23年11月	全体研修会	① <講師による講演とグループワーク> テーマ「居宅介護支援事業と地域包括支援センターの役割と連携 について」～価値観・倫理・ジレンマへの対応策～ 講 師 社会福祉法人嵐山寮 特別養護老人ホーム施設長 真辺 一範 氏
平成23年11月	資料	書籍「老前整理実践ノート」坂岡洋子著 尼崎市洪水ハザードマップの配布
平成23年12月	意見交換会 名刺交換会	① 意見交換会・名刺交換会の開催
平成24年 2月	全体研修会	① テーマ「第4回介護報酬改定について」 講 師 桜美林大学大学院 老年学研究科 教授 白澤 政和 氏

その他

<幹事会(役員会)の開催>
6回

VIII 財政・条例等

1 財政

(1) 平成23年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)

(歳入)			(単位:円)	(歳出)			(単位:円)
款	項	目	金額	款	項	目	金額
04	介護保険料		5,751,448,239	05	総務費		625,269,807
	05	介護保険料	5,751,448,239		05	総務管理費	625,269,807
		05 第1号被保険者保険料	5,751,448,239			05 一般管理費	374,744,445
35	使用料及び手数料		823,200			10 連合会負担金	1,985,868
	10	手数料	823,200			15 賦課徴収費	23,194,179
		05 手数料	823,200			20 介護認定費	225,345,315
40	国庫支出金		6,868,155,337	10	保険給付費		29,043,308,494
	05	国庫負担金	5,356,746,487		05	介護サービス等諸費	28,409,074,238
		10 介護給付費負担金	5,356,746,487			05 介護サービス等給付費	28,377,241,228
	10	国庫補助金	1,511,408,850			10 審査支払手数料	31,833,010
		10 調整交付金	1,356,744,000		10	高額介護サービス費	634,234,256
		25 地域支援事業交付金	150,355,850			05 高額介護サービス費	634,234,256
		30 介護保険事業費補助金	4,237,000	17	地域支援事業費		369,869,845
		35 介護保険災害臨時特例補助金	72,000		05	地域支援事業費	369,869,845
41	支払基金交付金		8,781,879,000			05 介護予防事業費	54,435,051
	05	支払基金交付金	8,781,879,000			10 包括的支援等事業費	315,434,794
		05 介護給付費交付金	8,757,251,000	25	基金積立金		1,202,020
		10 地域支援事業交付金	24,628,000		05	基金積立金	1,202,020
45	県支出金		4,250,851,000			05 介護給付費準備基金積立金	1,174,139
	05	県負担金	4,179,246,000			10 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	27,881
		05 介護給付費負担金	4,179,246,000	60	諸支出金		263,671,549
	10	県補助金	71,605,000		10	諸費	263,671,549
		05 地域支援事業交付金	80,689,000			10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	263,671,549
50	財産収入		1,202,020	65	予備費		0
	05	財産運用収入	1,202,020		05	予備費	0
		10 利子及び配当金	1,202,020			05 予備費	0
60	繰入金		4,785,325,379		合 計		30,303,321,715
	05	他会計繰入金	4,310,685,232				
		05 他会計繰入金	4,310,685,232	(繰越)			
	10	基金繰入金	474,640,147	翌年度繰越(実質収支)			529,213,864
		10 介護給付費準備基金繰入金	467,642,000				
		15 介護従事者処遇改善臨時基金繰入金	6,998,147				
65	繰越金		382,078,371				
	05	繰越金	382,078,371				
		05 繰越金	382,078,371				
70	諸収入		10,773,033				
	05	延滞金、及び過料	351,445				
		05 第1号被保険者延滞金	351,445				
	30	雑入	10,421,588				
		05 滞納処分費	0				
		10 第三者納付金	2,189,593				
		15 返納金	6,231,509				
		20 雑入	2,000,486				
	合 計		30,832,535,579				

(2) 平成24年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)

(歳入)			(単位:千円)
款	項	目	金額
04	介護保険料		6,651,767
	05	介護保険料	6,651,767
		05 第1号被保険者保険料	6,651,767
35	使用料及び手数料		1
	10	手数料	1
		05 手数料	1
40	国庫支出金		7,515,375
	05	国庫負担金	5,786,470
		10 介護給付費負担金	5,786,470
	10	国庫補助金	1,728,905
		10 調整交付金	1,578,214
		25 地域支援事業交付金	150,691
41	支払基金交付金		9,159,923
	05	支払基金交付金	9,159,923
		05 介護給付費交付金	9,139,744
		10 地域支援事業交付金	20,179
45	県支出金		4,668,661
	05	県負担金	4,403,853
		05 介護給付費負担金	4,403,853
	10	県補助金	75,345
		05 地域支援事業交付金	75,345
	15	財政安定化基金支出金	189,463
		05 財政安定化基金交付金	189,463
50	財産収入		23
	05	財産運用収入	23
		10 利子及び配当金	23
60	繰入金		4,614,786
	05	他会計繰入金	4,614,786
		05 他会計繰入金	4,614,786
	10	基金繰入金	0
		10 介護給付費準備基金繰入金	0
		15 介護従事者処遇改善臨時基金繰入金	0
65	繰越金		1
	05	繰越金	1
		05 繰越金	1
70	諸収入		1,831
	05	延滞金、及び過料	1
		05 第1号被保険者延滞金	1
	30	雑入	1,830
		05 滞納処分費	1
		10 第三者納付金	1
		15 返納金	1
		20 雑入	1,827
合 計			32,612,368

(歳出)			(単位:千円)
款	項	目	金額
05	総務費		640,447
	05	総務管理費	640,447
		05 一般管理費	357,336
		10 連合会負担金	2,064
		15 賦課徴収費	26,795
		20 介護認定費	254,252
10	保険給付費		31,189,995
	05	介護サービス等諸費	30,486,971
		05 介護サービス等給付費	30,456,140
		10 審査支払手数料	30,831
	10	高額介護サービス費	703,024
		05 高額介護サービス費	703,024
15	財政安定化基金拠出金		0
	05	財政安定化基金拠出金	0
		05 財政安定化基金拠出金	0
17	地域支援事業費		408,113
	05	地域支援事業費	408,113
		05 介護予防事業費	69,580
		10 包括的支援等事業費	338,533
25	基金積立金		360,045
	05	基金積立金	360,045
		05 介護給付費準備基金積立金	360,045
		10 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	0
60	諸支出金		12,768
	10	諸費	12,768
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	12,768
65	予備費		1,000
	05	予備費	1,000
		05 予備費	1,000
合 計			32,612,368

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度
前年度末基金残高	350,586,000	501,674,000	473,496,021
基金積立額合計	151,088,000	3,186,021	1,174,139
保険料積立額	148,002,844	0	0
運用収入積立額	3,085,156	3,186,021	1,174,139
基金取崩額	0	31,364,000	467,642,000
年度末基金残高	501,674,000	473,496,021	7,028,160

○ 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金

(単位:円)

	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度
前年度末基金残高	266,791,662	96,483,589	6,970,266
基金積立額合計	2,347,766	612,745	27,881
保険料軽減分積立額	0	0	0
事務費分積立額	2,347,766	612,745	27,881
基金取崩額	172,655,839	90,126,068	6,998,147
保険料軽減分取崩額	163,337,806	82,543,056	0
事務費分取崩額	9,318,033	7,583,012	6,998,147
年度末基金残高	96,483,589	6,970,266	0

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(平15条例14・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第3条 本市は、法第115条の45第1項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正)

(保険料率)

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,048円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,060円
- (3) 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 43,906円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 48,072円
- (5) 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 57,686円
- (6) 令第39条第1項第4号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 64,095円
- (7) 次のいずれかに該当する者 73,710円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第9号イ及び第10号イにおいて同じ。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 80,119円

ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 96,143円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 104,155円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 112,167円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

- 2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。
- 3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第4条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

- 3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

- 4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)、同号ロ若しくはハ若しくは同項第2号ロに掲げる者、同項第3号ロに掲げる者(令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する者を除く。)、令第39条第1項第4号ロに掲げる者(令附則第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する者を除く。)、令附則第16条第2項若しくは第17条第2項に規定する者又は第4条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。))に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第4条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

- 5 第1項、第3項及び前項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第7条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。

その額を変更したときも、また同様とする。

(保険料の減免等)

第8条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(督促)

第9条 保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。

2 前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11日目とする。

(督促手数料)

第10条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第12条 法第70条第1項の規定による居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法

第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(手数料の減免等)

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加)

(罰則)

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下)

第17条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下)

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下)

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下)

第20条 第16条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第16条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第21条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下)

(委任)

- 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)
- 2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。
(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)
- 3 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
 - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円
- 4 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
 - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)
- 5 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
- 第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
- 第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
- 第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
- 第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
- 第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 6 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 7 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

- 8 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額

- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平成18年度における保険料率の特例)

- 9 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。

次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 10 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正)

(平成20年度における保険料率の特例)

- 11 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改)

(平成24年度における保険料率の特例)

- 12 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加)

(平成25年度における保険料率の特例)

- 13 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。
この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加)

(延滞金の割合の特例)

- 14 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(平18条例36・旧第9項繰下、平24条例24・旧第12項繰下)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円

4 地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円
------------------------------	------------------------------

備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第14項若しくは第21項又は法第8条の2第14項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。

別表第3

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護療養型医療施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日
規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、特例地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の3第1項の規定により特定入所者(法第51条の2第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の3第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、

法第54条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、特例地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条の規定により読み替えて適用される同条各号に掲げる規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の3第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第5条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第7条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(保険料の減免等)

第11条 条例第8条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第8条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

- (1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 23 規則 27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平 23 規則 27・旧第 16 条繰下)

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

(表面)

第 号		介護保険徴収職員証		5.2 センチ メート ル
	顔写真	所属 氏名 平成 年 月 日 尼崎市長 印		
7.4センチメートル				

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

平成21年3月16日

条例第10号

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図ることを目的とする介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な増加を抑制するための措置(以下「抑制措置」という。)を円滑に実施するため、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者に係る抑制措置のための財源に充てるとき。

(2) 抑制措置に関する広報、介護保険料の賦課徴収に係る電子計算機処理システムの整備に要する費用その他抑制措置の円滑な実施に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

